

# 資料編

## 資料編目次

1. 生命保険事業の業績推移 .....	627
2. 生命保険会社系譜 .....	628
3. 社員会社移動表 .....	634
4. 歴代会長一覧 .....	638
5. 理事・監事一覧 .....	639
6. 定款および主要規則の変遷 .....	644
7. 生命保険協会の機構の変遷 .....	666
8. 生命保険協会事務局在籍職員数の変遷 .....	669
9. 主な要望・意見の表明一覧 .....	670
10. 各課程・資格試験の受験状況 .....	674
11. 生命保険倶楽部および生命保険協会主催諸行事一覧 .....	680
12. 生命保険協会の主な刊行物一覧 .....	681

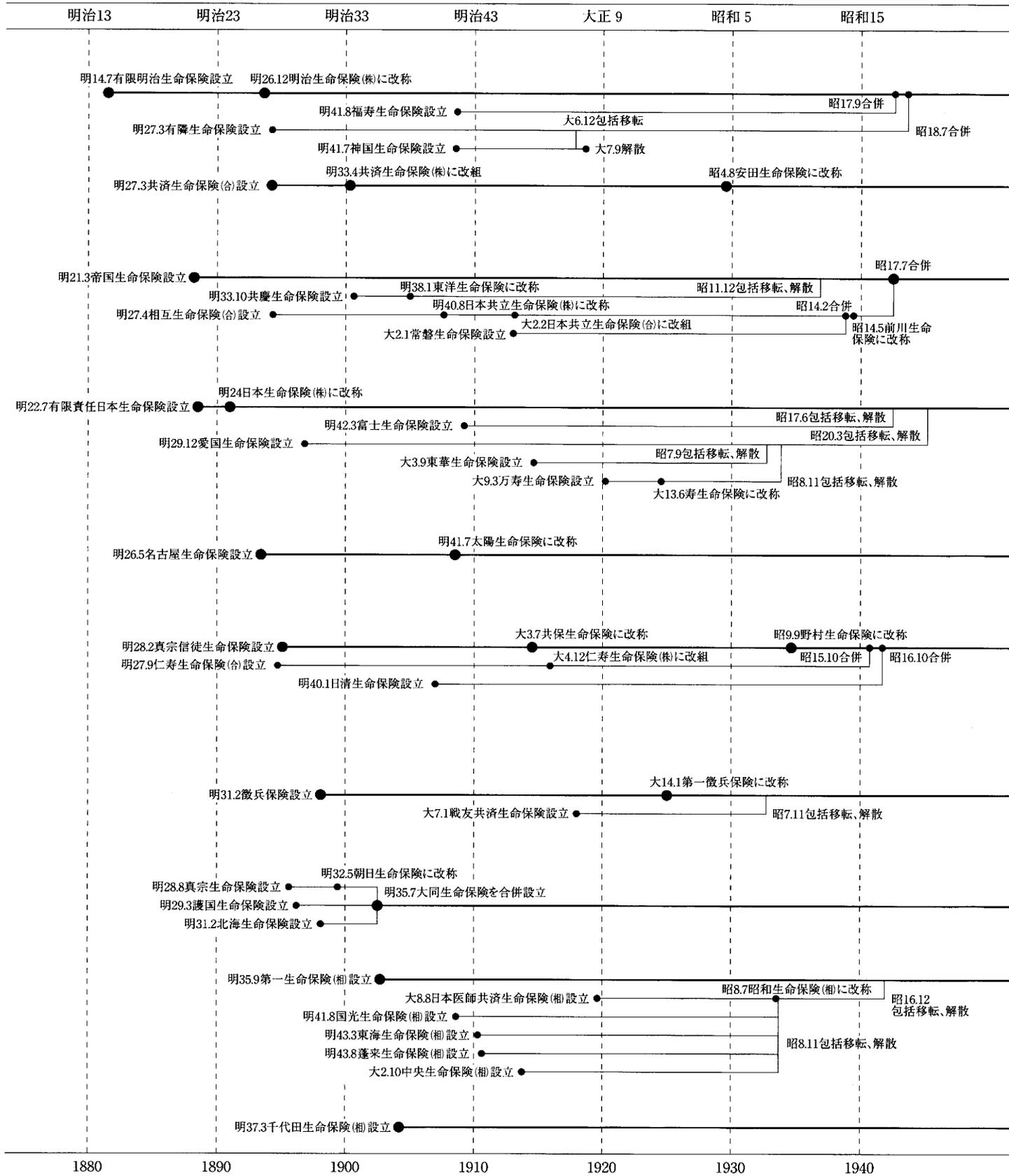
## 1. 生命保険事業の業績推移

(単位：百万円)

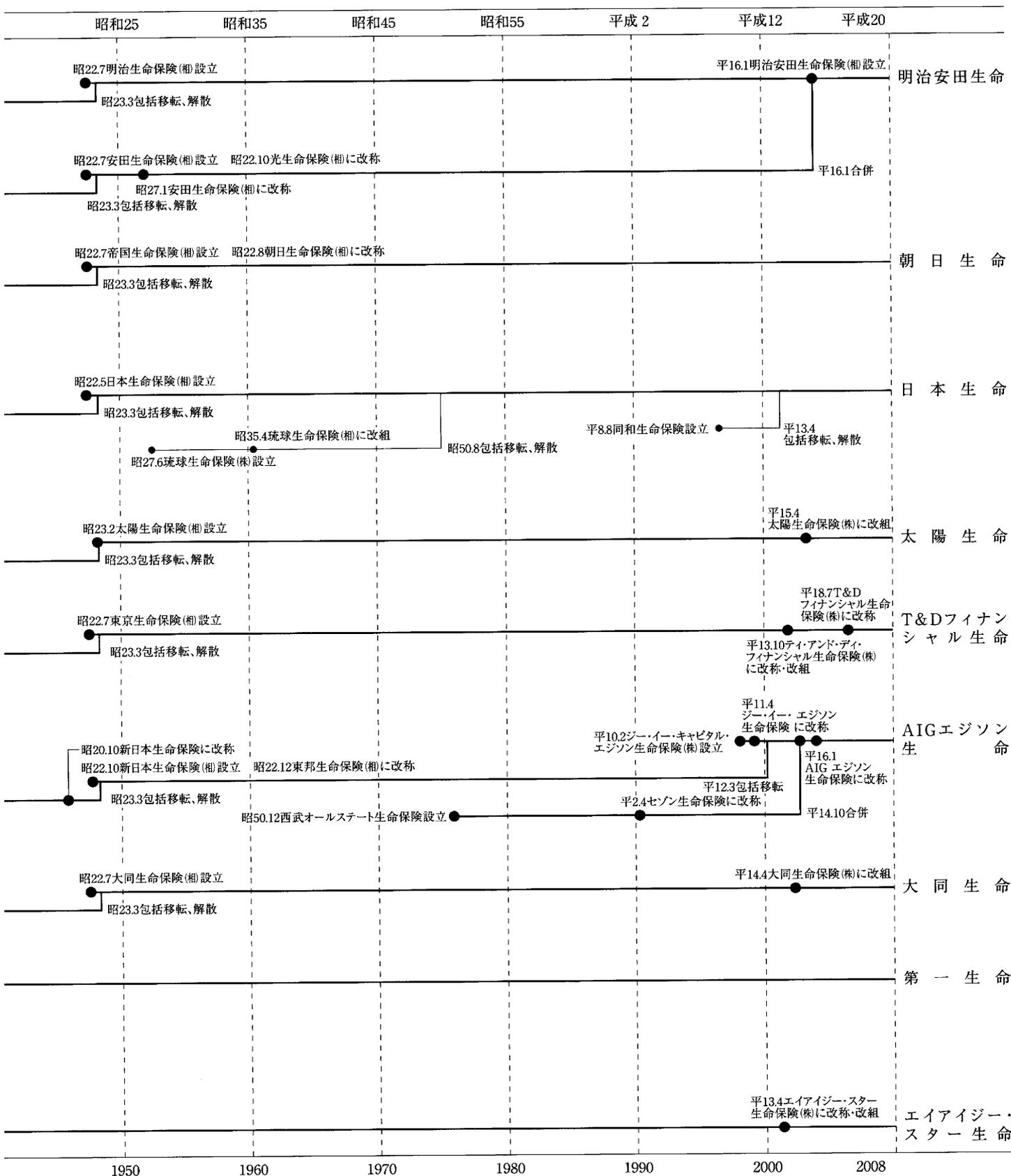
年度	新契約高	年度末現在契約高	収入保険料	総資産
明治14	0.714	0.705	0.010	0.049
20	0.477	2	0.066	0.281
25	6	18	0.573	1
30	43	121	4	7
35	39	182	7	18
40	114	360	14	44
大正元	237	820	31	110
5	235	1,176	48	206
10	677	2,993	129	483
昭和元	1,260	5,596	239	1,036
5	1,365	7,694	318	1,560
10	2,669	12,536	484	2,510
15	7,729	30,363	1,241	4,917
20	10,536	73,517	2,646	12,380
25	220,167	551,532	20,735	36,655
30	764,947	2,242,969	91,550	192,924
35	2,048,094	6,997,084	255,122	752,804
40	7,345,618	24,417,283	741,787	2,243,109
45	23,305,225	78,230,095	1,800,166	5,854,784
50	65,482,687	265,410,027	3,981,162	12,892,971
55	76,238,912	572,328,305	8,226,240	26,257,774
60	95,056,659	880,967,533	15,479,793	53,870,599
61	107,587,988	967,392,769	18,741,817	65,317,184
62	125,207,854	1,079,361,068	21,725,886	79,258,407
63	153,767,386	1,232,134,384	26,379,090	97,082,790
平成元	162,350,066	1,403,813,180	28,040,296	116,159,725
2	177,510,276	1,605,337,689	27,320,711	131,618,844
3	187,595,633	1,787,503,106	28,240,036	143,234,098
4	184,013,207	1,918,582,190	29,530,117	156,011,094
5	185,184,847	2,021,181,628	30,392,702	169,122,130
6	173,803,847	2,097,729,758	30,489,402	177,965,479
7	175,398,802	2,153,467,325	30,762,071	187,492,491
8	161,392,802	2,174,534,118	29,353,478	188,658,960
9	237,094,766	1,968,841,682	30,360,812	190,110,988
10	139,474,336	1,909,275,411	28,836,841	191,768,404
11	121,695,483	1,859,882,081	27,607,004	190,032,882
12	120,465,868	1,802,074,579	26,940,606	191,730,577
13	123,926,261	1,734,211,754	26,150,347	184,370,910
14	120,930,078	1,675,181,707	25,511,827	179,831,068
15	109,812,499	1,609,273,078	25,960,896	184,329,979
16	102,066,644	1,568,662,289	27,022,177	191,523,019
17	93,258,369	1,531,582,593	28,332,940	209,879,115
18	81,556,594	1,484,904,588	27,766,283	220,217,013
19	73,196,653	1,441,581,983	27,023,088	213,899,208

- (注) 1. 平成元年度までは内国会社計、2年度以降は外国会社を含む全社計の数値である。  
2. 新契約高、年度末現在契約高は昭和55年度までは個人保険および団体保険、60年度以降は個人保険、個人年金保険および団体保険を合算した数値である。  
3. 平成9年度の新契約高には、総合福祉団体定期保険への切り替え分を含む。

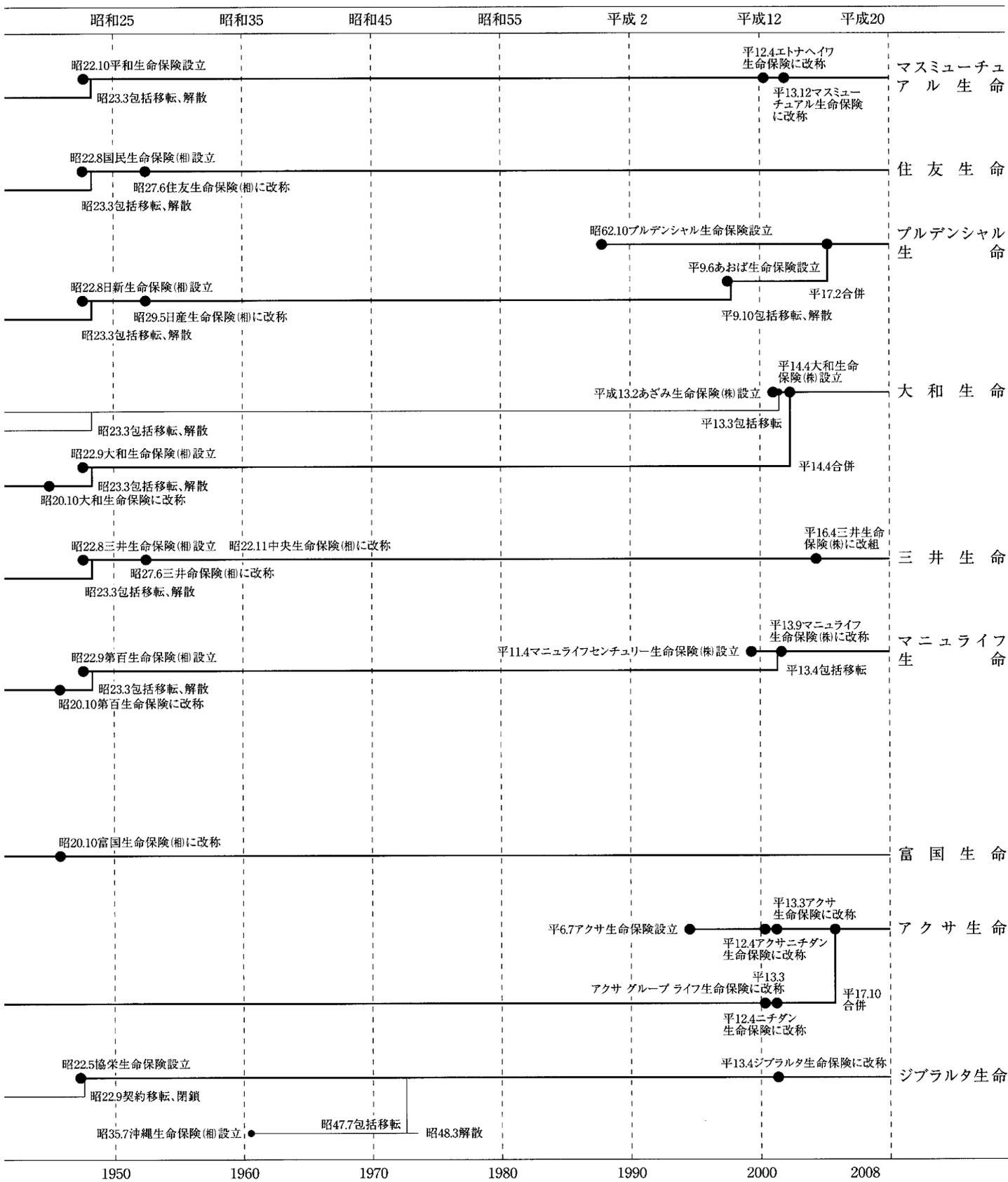
## 2. 生命保険会社系譜



(注) 1. (株)は株式会社、(相)は相互会社、(合)は合資会社を示し、特に記載なきものは株式会社を示す。  
2. 社名上の数字は、創立・合併等の年月を示す。











### 3. 社員会社移動表

(社団法人生命保険会社協会設立以後)

社員会社名	入会年月日	脱(退)会年月日	備 考
○日 本 (株)	明41.12. 7		昭22.5.2日本(株)設立、昭23.3.31日本(株)解散、日本(株)に契約を包括移転、現在に至る。
日 宗 (株)	〃	明42. 5. 6	明42.9裁判所命令にて同社解散のため。
東 洋 (株)	〃	昭11.12.28	昭11.12.24帝国(株)に契約を包括移転、同社解散のため。
徴 兵 (株)	〃	明43.12.19	同日の臨時総会にて明43年度の基金および会費未納のため退会扱い。大14.1.16社名を第一徴兵と改称、昭7.3.29再加入。
○太 陽 (株)	〃		昭23.2.10太陽(株)設立、昭23.3.31太陽(株)解散、太陽(株)に契約を包括移転、平15.4.1太陽(株)へ改組、現在に至る。
○第 一 (株)	〃		現在に至る。
○大 同 (株)	〃		昭22.7.5大同(株)設立、昭23.3.31大同(株)解散、大同(株)に契約を包括移転、平14.4.1大同(株)に改組、現在に至る。
内 国 (株)	〃	大 3. 6.20	同日、主務省より解散を命ぜられ、同日脱退のため。
萬 歳 (株)	〃	昭 4. 9.15	昭4.9.17日華(株)への吸収合併による同社解散のため。
○帝 国 (株)	〃		昭22.7.1帝国(株)設立、同8.12社名を朝日(株)と改称、昭23.3.31帝国(株)解散、朝日(株)に契約を包括移転、現在に至る。
愛 国 (株)	〃	昭20. 3.26	同日、日本(株)に契約を包括移転、同社解散のため。
共 済 (株)	〃	平15.12.31	昭4.8.10社名を安田(株)と改称、昭22.7.1安田(株)設立、同10.1光(株)と改称、昭23.3.31安田(株)解散、光(株)に契約を包括移転、昭27.1.1安田(株)と改称、平16.1.1明治(株)との合併に伴い脱退。
有 隣 (株)	〃	昭18. 6.30	昭18.7.1明治(株)に契約を包括移転、同社解散のため。
○明 治 (株)	〃		昭22.7.10明治(株)設立、昭23.3.31明治(株)解散、明治(株)に契約を包括移転、平16.1.1安田(株)との合併に伴い、明治安田(株)と改称、現在に至る。
○真 宗 信 徒 (株)	〃		大3.7.1共保(株)と改称、昭9.9.20野村(株)と改称、昭22.7.16野村(株)設立、同日、東京(株)と改称。昭23.3.31野村(株)解散、東京(株)に契約を包括移転。平13.10.17ティ・アンド・デイ・フィナンシャル(株)に改組・改称、平18.7.24T&Dフィナンシャル生命に改称、現在に至る。
仁 寿 (合資)	〃	昭15.11. 1	大4.12.24組織を(株)に変更、昭15.10.5野村(株)への吸収合併による同社解散のため。
国 光 (株)	明43. 3. 1	昭 8.12.16	昭8.11.30昭和(株)に契約を包括移転、同社解散のため。
○日 之 出 (株)	〃		大15.5.19住友(株)と改称、昭22.8.29国民(株)設立、昭23.3.31住友(株)解散、国民(株)に契約を包括移転、昭27.6.1住友(株)と改称、現在に至る。
蓬 萊 (株)	明45. 3.23	昭 8.12.16	昭8.11.30昭和(株)に契約を包括移転、同社解散のため。
東 海 (株)	〃	〃	〃
富 士 (株)	〃	昭17. 6.18	同日、日本(株)に契約を包括移転のため。
日 清 (株)	〃	昭16.10.28	昭16.10.13野村(株)への吸収合併による同10.20同社解散のため。
太 平 (株)	大 3. 3.16	平 9.10. 1	昭15.10.25日産(株)と改称、昭22.8.20日新(株)設立、昭23.3.31日産(株)解散、日産(株)に契約を包括移転、昭29.5.1日産(株)と改称、平9.10.1あおば(株)に契約を包括移転、同社解散のため。
大 正 (株)	〃	平13. 3.31	平13.3.31あざみ(株)に契約を包括移転、同社解散のため。
○高 砂 (株)	大 4. 3.13		昭2.3.5三井(株)と改称、昭22.8.1三井(株)設立、昭22.11.7中央(株)と改称、昭23.3.31三井(株)解散、中央(株)に契約を包括移転、昭27.6.11三井(株)と改称。平16.4.1三井(株)に改組、現在に至る。
福 寿 (株)	〃	昭17.10.24	昭17.9.1明治(株)に契約を包括移転、同社解散のため。
八 千 代 (株)	〃	昭 5. 4.20	昭5.4.22日華萬歳(株)に契約を包括移転、同日解散のため。
神 国 (株)	大 4. 6.17	大 7.10. 3	大6.12.31有隣(株)に契約を包括移転、大7.9.21同社解散のため。

(注) 1. ○印は現在の社員会社またはその前身を示す。

2. 掲載は、入会年月日順。( ) は準社員としての入会年月日

社員会社名	入会年月日	脱(退)会年月日	備 考
日 華 (株)	大 4. 9.23	平13. 4. 2	昭4.8.20日華萬歳(株)と改称、昭5.10.22日華(株)と改称、昭16.12.23第百徴兵(株)と改称、昭20.10.18第百生命(株)と改称、昭22.9.1第百(株)設立、昭23.3.31第百(株)解散、第百(株)に契約を包括移転。平13.4.2マニユライフ・センチュリー(株)に契約を包括移転、同社解散のため。
常 磐 (株)	大 5. 3.17	昭14. 7.20	昭14.2.22日本共立(株)への吸収合併による同社解散のため。
博 愛 (株)	〃	大 6. 9. 4	大6.8.20萬歳(株)への吸収合併による同社解散のため。
福 徳 (株)	〃	昭16.12.27	昭16.11.18国華徴兵とともに日華(株)に合併、同12.26同社解散のため。
中 央 (相)	〃	昭 8.12.16	昭8.11.30昭和(株)に契約を包括移転、同社解散のため。
共 同 (株)	大 6. 3.17	昭 3. 6. 8	同日商工省より解散を命ぜられ、同日脱退のため。
日 本 共 立 (株)	大 7. 3.18	昭17. 9. 4	昭14.5.31前川(株)と改称、昭17.7.1帝國(株)への吸収合併のため。
○横 浜 (株)	大 8. 3.17		昭10.12.3板谷(株)と改称、昭22.10.1平和(株)設立、昭23.3.31板谷(株)解散、平和(株)に契約を包括移転、平12.4.1エトナヘイワ(株)に改称、平13.12.1マスマニユチュアル(株)に改称、現在に至る。
大 安 (株)	大10. 3.17	昭 8.12.22	昭8.12.19片倉(株)に契約を包括移転、同社解散のため。
日本医師共済 (相)	大11. 3.17	昭17. 2.17	昭8.7.1昭和(株)と改称、昭16.12.26第一(株)に契約を包括移転、同社解散のため。
○千 代 田 (相)	大12. 3.17		平13.4.20エイアイジー・スター(株)に改組・改称、現在に至る。
東 華 (株)	〃	昭 7. 4. 5	昭7.3.31脱退届提出のため。同社は同9.20愛国(株)に契約を包括移転、解散。
片 倉 (株)	〃	昭17.12.11	昭17.10.30日産(株)に契約を包括移転、同12.11同社解散のため。
旭 日 (株)	大14. 3.19	昭 3. 8.17	昭3.8.17商工省より解散を命ぜられ、同日脱退のため。
寿 (株)	〃	昭 8. 4.12	昭8.3.31脱退届提出のため。同社は昭8.11愛国(株)に契約を包括移転、解散。
戦 友 共 済 (株)	〃	昭 7.12.10	昭7.11.12脱退届提出のため。同社は同日第一徴兵(株)に契約を包括移転、解散。
第 一 徴 兵 (株)	昭 7. 3.29 (再入会)	平12. 3. 1	昭20.10.8新日本(株)と改称、昭22.10.30新日本(株)設立、同12.1東邦(株)と改称、昭23.3.31新日本(株)解散、東邦(株)に契約を包括移転。平12.3.1ジー・イー・エジソン(株)に契約を包括移転、同社解散のため。
日 本 徴 兵 (株)	昭 7. 3.29	平14. 4. 1	昭20.10.1大和(株)と改称、昭22.9.15大和(株)設立、昭23.3.31大和(株)解散、大和(株)に契約を包括移転。平14.4.1あざみ(株)への合併による同社解散のため。
○富 国 徴 兵 (相)	〃		昭20.10.8社名を富国(相)と改称、現在に至る。
国 華 徴 兵 (株)	〃	昭16.12.27	昭16.11.18福徳(株)とともに日華(株)に合併、同社解散のため。
日 本 教 育 (株)	昭16.12.16	昭23. 3.31	同日、大正(株)への合併による同社解散のため。
協 栄 (再保険) (株)	〃	昭20. 4. 1	昭20.4.1生命保険中央会への吸収合併による同社解散のため。
日 本 団 体 (株)	〃	平17. 9.30	平12.4.1ニチダン(株)に改称、平13.3.31アクサグループライフ(株)に改称、平17.9.30アクサ(株)への合併による同社解散のため。
○協 栄 (株)	昭22. 5.31		昭22.5.6旧協栄再保険(株)の復活として協栄(株)設立、平13.4.2ジブラルタ(株)に改称、現在に至る。
西武オールステート(株)	昭51. 6.18	平14. 9.30	平2.4.1セゾン(株)と改称、平14.10.1ジー・イー・エジソン(株)への合併による同社解散のため。
○アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー (通称 アリコ・ジャパン)	(昭51. 8. 1) 平 3. 7.29		平51.8.1準社員として加入。平3.7.29社員として加入、現在に至る。
○ソニー・ブルデンシャル(株)	昭56. 4.17		昭62.9.1ソニー・ブルコ(株)と改称、平3.4.1ソニー(株)と改称、現在に至る。
○アイ・エヌ・エイ(株)	昭57. 4.16		平9.1.1アイ・エヌ・エイひまわり(株)と改称、平13.1.10安田火災ひまわり(株)と改称、平14.7.1損保ジャパンひまわり(株)と改称、現在に至る。
○アメリカン・ファミリー・ライフ・アシユアランス・カンパニー・オブ・コロラド (通称 アメリカンファミリー)	(昭57.10. 1) 平 3. 7.29		昭57.10.1準社員として加入。平3.7.29社員として加入、現在に至る。

社員会社名	入会年月日	脱(退)会年月日	備 考
コンバインド・インシュアランス・カンパニー・オブ・アメリカ (通称 コンバインド)	(昭57.10. 1)	平 2. 9. 3	昭57.10.1準社員として加入。平2.9.3オリエント・エイオン(株)に契約を包括移転。
ユナイテッド・オブ・オマハ・ライフ・インシュアランス・カンパニー (通称 オマハ)	(昭60.11.15)	平 3. 6. 1	昭60.11.15準社員として加入。平3.8.31オリックス・オマハ(株)に契約を包括移転。
ナショナル・ネーデルランデン N.V. (通称 ナショナル・ライフ)	(昭60.11.15) 平 3. 7.29	平 7. 3.31	昭61.4.18準社員として加入。平3.7.29社員として加入、平7.6.30ナショナル・ネーデルランデン(株)に契約を包括移転。
○エクイタブル (株)	昭61.10.17		平4.4.1ニコス(株)と改称、平12.10.1クレディ・スイス(株)と改称、平18.4.1ウインタートウル・スイス(株)と改称、平20.1.1アクサ フィナンシャル(株)と改称、現在に至る。
○ブルデンシャル (株)	昭63. 3.18		昭63.3.18社員として加入、現在に至る。
○オリエントエイオン (株)	平 2. 9. 3		平3.12.1オリコ(株)と改称、平13.7.2ピーシーイー(株)に改称、現在に至る。
○オリックス・オマハ (株)	(平 3. 6. 1) 平 3. 7.29		平3.6.1準社員として加入。平3.7.29社員として加入、平5.2.1オリックス(株)として改称、現在に至る。
○ナショナル・ネーデルランデン(株) (通称 ナショナル・ライフ)	平 7. 4. 1		平9.1.1アイエヌジー(株)と改称、現在に至る。
○ア ク サ (株)	(平 7. 4. 1) 平 8. 4. 1		平7.4.1準社員として加入。平8.4.1社員として加入。平12.4.1アクサニチダン(株)に改称、平13.3.31アクサ(株)に改称、現在に至る。
日本火災パートナー(株)	平 8.10. 1	平13. 3.31	平8.10.1社員として加入、平13.4.1興亜火災まごころ(株)への合併による同社解散のため。
日 動 (株)	〃	平15. 9.30	平8.10.1社員として加入、平15.10.1東京海上あんしん(株)への合併による同社解散のため。
○東京海上あんしん (株)	〃		平8.10.1社員として加入、平15.10.1日動(株)との合併に伴い、東京海上日動あんしん(株)に改称、現在に至る。
同 和 (株)	〃	平13. 3.31	平8.10.1社員として加入、平13.4.1日本(株)に契約を包括移転、同社解散のため。
千代田火災エビス (株)	〃	〃	平8.10.1社員として加入、平13.4.1大東京しあわせ(株)への合併による同社解散のため。
○チューリップ・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド	〃		平8.10.1社員として加入、現在に至る。
○大東京しあわせ (株)	〃		平8.10.1社員として加入、平13.4.1千代田火災エビス(株)との合併に伴い、あいおい(株)に改称、現在に至る。
○富 士 (株)	〃		平8.10.1社員として加入、現在に至る。
○興亜火災まごころ (株)	〃		平8.10.1社員として加入、平13.4.1日本火災パートナー(株)との合併に伴い、日本興亜(株)に改称、現在に至る。
○共栄火災しんらい (株)	〃		平8.10.1社員として加入、平20.2.1フコクしんらい(株)に改称、現在に至る。
三井みらい (株)	〃	平13. 9.30	平8.10.1社員として加入、平13.10.1住友海上ゆうゆう(株)への合併による同社解散のため。
○スカンディア (株)	〃		平8.10.1社員として加入、平16.4.2東京海上日動フィナンシャル(株)に改称、現在に至る。
○住友海上ゆうゆう (株)	〃		平8.10.1社員として加入、平13.10.1三井みらい(株)との合併に伴い、三井住友海上きらめき(株)に改称、現在に至る。
あ お ば (株)	平 9.10. 1	平17. 2. 1	平9.10.1社員として加入、平17.2.1ブルデンシャル(株)への吸収合併による同社解散のため。
○ジー・イー・キャピタル・エジソン(株)	平10. 4. 1		平10.4.1社員として加入、平11.4.1ジー・イー・エジソン(株)と改称、平16.1.1AIGエジソン(株)と改称、現在に至る。
○マニユライフセンチュリー (株)	平11. 4. 1		平11.4.1社員として加入、平13.9.1マニユライフ(株)に改称、現在に至る。
○ディー・アイ・ワイ (株)	平11. 5.19		平11.5.19社員として加入、平14.7.1損保ジャパン・ディー・アイ・ワイ(株)に改称、現在に至る。
○カーディフ・ソシエテ・ヴィ (通称 カーディフ生命保険)	平12. 4. 1		平12.4.1社員として加入、平12.6.1カーディフ・アシュアランス・ヴィに改称、現在に至る。
○ハートフォード (株)	平12.10. 1		平12.10.1社員として加入、現在に至る。
○あ ざ み (株)	平13. 3.31		平13.3.31社員として加入、平14.4.1大和(株)を吸収合併、大和(株)に改称、現在に至る。
○三井住友海上シティ インシュアランス (株)	平14. 9.20		平14.9.20社員として加入、平17.10.1三井住友海上メットライフ(株)に改称、現在に至る。

社員会社名	入会年月日	脱(退)会年月日	備 考
○第一フロンティア (株)	平19.10. 1		平19.10.1社員として加入、現在に至る。
○(株) か ん ぼ	〃		平19.10.1特別会員として加入、現在に至る。
○クレディ・アグリコル(株)	平19.11. 1		平19.11.1社員として加入、現在に至る。
○アリアンツ (株)	平20. 4. 1		平20.4.1社員として加入、現在に至る。
○SBIアクサ (株)	平20. 4. 7		平20.4.7社員として加入、現在に至る。
○ライフネット (株)	平20. 5.18		平20.5.18社員として加入、現在に至る。
○アイリオ (株)	平20. 8. 1		平20.8.1社員として加入、現在に至る。
○みどり (株)	平20.10. 1		平20.10.1社員として加入、現在に至る。

## 4. 歴代会長一覧

歴代	氏名	就任年月日	退任年月日	会社名・役職名
初代	阿部 泰藏	明41.12.21	大 6. 3.17	明治・取締役会長、専務取締役
2代	福原 有信	大 6. 3.17	大12. 3.17	帝国・取締役社長
3代	矢野 恒太	大12. 3.17	昭 2. 3.18	第一・〃
4代	弘世 助太郎	昭 2. 3.28	昭11. 3. 9	日本・取締役社長（就任時専務）
5代	藤田 讓	昭11. 3.12	昭12. 2. 8	明治・取締役会長
6代	成瀬 達	昭12. 4. 2	昭21.12.31	日本・取締役社長
7代	小林 中	昭22. 2.27	昭26. 4.24	富国・〃
8代	矢野 一郎	昭26. 5. 1	昭34. 6.16	第一・〃
9代	牧野 亀治郎	昭34. 6.16	昭36. 5.19	明治・〃
10代	藤川 博	昭36. 5.19	昭38. 5.23	朝日・〃
11代	弘世 現	昭38. 5.23	昭40. 6.10	日本・〃
12代	春山 定	昭40. 6.10	昭42. 6.16	朝日・取締役会長
13代	矢田 恒久	昭42. 6.16	昭44. 6.20	第一・取締役社長
14代	敷納 清	昭44. 6.20	昭46. 6.18	朝日・〃
15代	関 好美	昭46. 6.18	昭48. 6. 7	明治・〃
16代	新井 正明	昭48. 6. 7	昭50. 6.12	住友・〃
17代	弘世 現	昭50. 6.12	昭52. 7.15	日本・〃
18代	塚本 亮一	昭52. 7.15	昭54. 7.20	第一・取締役会長
19代	山中 宏	昭54. 7.20	昭56. 7.17	明治・取締役社長
20代	高島 隆平	昭56. 7.17	昭58. 7.15	朝日・〃
21代	千代 賢治	昭58. 7.15	昭59. 7.20	住友・〃
22代	西尾 信一	昭59. 7.20	昭60. 7.19	第一・〃
23代	川瀬 源太郎	昭60. 7.19	昭61. 7.16	日本・〃
24代	土田 晃透	昭61. 7.16	昭62. 7.17	明治・〃
25代	若原 泰之	昭62. 7.17	昭63. 7.15	朝日・〃
26代	上山 保彦	昭63. 7.15	平元. 7.21	住友・〃
27代	櫻井 孝穎	平元. 7.21	平 2. 7.20	第一・〃
28代	伊藤 助成	平 2. 7.20	平 3. 7.19	日本・〃
29代	波多 健治郎	平 3. 7.19	平 4. 7.17	明治・〃
30代	若原 泰之	平 4. 7.17	平 5. 7.16	朝日・〃
31代	浦上 敏臣	平 5. 7.16	平 6. 7.15	住友・〃
32代	櫻井 孝穎	平 6. 7.15	平 7. 7.21	第一・〃
33代	伊藤 助成	平 7. 7.21	平 8. 7.19	日本・〃
34代	波多 健治郎	平 8. 7.19	平 9. 7.18	明治・〃
35代	藤田 讓	平 9. 7.18	平10. 7.17	朝日・〃
36代	吉田 紘一	平10. 7.17	平11. 7.16	住友・〃
37代	森田 富治郎	平11. 7.16	平12. 7.21	第一・〃
38代	宇野 郁夫	平12. 7.21	平13. 7.19	日本・〃
39代	金子 亮太郎	平13. 7.19	平14. 7.19	明治・〃
40代	横山 進一	平14. 7.19	平15. 7.18	住友・〃
41代	森田 富治郎	平15. 7.18	平16. 7.16	第一・〃
42代	宇野 郁夫	平16. 7.16	平17. 9.16	日本・〃
43代	横山 進一	平17. 9.16	平18. 7.21	住友・〃
44代	斎藤 勝利	平18. 7.21	平19. 7.20	第一・〃
45代	岡本 閔衛	平19. 7.20	平20. 7.18	日本・〃
46代	松尾 憲治	平20. 7.18		明治安田・〃

(注) 昭和33年度までは理事会会長、昭和34年度以後は協会会長を示す。

## 5. 理事・監事一覧

## [理事]

氏名	会社名	就任年月日	退任年月日	備考
大竹美喜	アメリカンファミリー	平 3. 7.29 平 6. 7.15	平 5. 7.16 平11. 1. 1	
山口隆雄	ナショナル、クレディ・スイス	平 4. 1.17 平13.12.21 平15. 7.18	平 4. 7.17 平14. 7.19 平16. 4.23	
白石忍	*オリックス・オマハ	平 4. 7.17 平10. 7.17	平 7. 7.21 平13.10.19	平5.2.1付で、オリックスに社名変更
戸國靖器	アリコジャパン	平 4. 7.17 平 7. 7.21 平12. 7.21	平 6. 7.15 平11. 7.16 平12.10.19	
大島雄次 千葉信	安田 *ナショナル	平 5. 4.16 平 5. 7.16 平 9. 7.18	平11. 4. 1 平 8. 7.19 平15. 7.18	平6.7～平11.4副会長 平9.1.1付で、アイエヌジーに社名変更
日吉章 河野一郎 中村健一	協会 プルデンシャル 東京	平 5. 9.17 平 6. 4.15 平 6. 7.15 平11. 7.16	平13. 7.19 平16. 7.22 平10. 7.17 平13. 3.23	平5.9～平13.7副会長 平7.7～平10.7副会長
平野和男 武林隆	大同 *アイ・エヌ・エイ	平 6. 7.15 平 6. 7.15	平11. 7.16 平13. 1. 4	平9.7～平11.7副会長 平9.1.1付で、アイ・エヌ・エイ・ひまわりに社名変更
大塚昭一 山口昇 松戸猛	協栄 協会 *日本団体	平 6. 7.15 平 6. 7.15 平 7. 7.21 平10. 7.17	平12.10.24 平12. 7.21 平 9. 7.18 平13. 4. 1	平6.7～平12.7副会長 平12.4.1付で、ニチダンに社名変更 平13.3.31付で、アクサグループライフに社名変更
岩城賢 裕川利内 吉池正博	ソニー 東邦 太陽	平 7. 7.21 平 7. 7.21 平 7. 7.21 平13. 7.19	平13. 7.19 平11. 6. 7 平12. 7.21 平17. 7.15	平10.7～平12.7副会長 平15.7～平17.7副会長
藤田讓	朝日	平 8. 4.19	平20. 7.18	平8.7～平9.7副会長 平9.7～平10.7会長 平13.7～平13.12副会長 平19.7～平20.7副会長
米山令士 諏訪茂	千代田 協会	平 8. 7.19 平 8. 7.19	平12.10. 9 平18. 7.21	平11.7～平12.10副会長 平8.7～平11.7常務理事 平11.7～平18.7専務理事
宇野郁夫	日本	平 9. 4.18	平17. 9.16	平11.7～平12.7副会長 平12.7～平13.7会長 平15.7～平16.7副会長 平16.7～平17.9会長
森田富治郎	第一	平 9. 4.18	平16. 7.16	平10.7～平11.7副会長 平11.7～平12.7会長 平14.7～平15.7副会長 平15.7～平16.7会長

- (注) 1. 平成10年7月17日時点での就任者およびそれ以降の就任者、就任順に掲載  
2. 退任年月日の空欄は現職者  
3. 会社名の「\*」は当時の会社名

氏名	会社名	就任年月日	退任年月日	備考
三宅 明	三井	平 9. 4.18	平13. 7. 3	平11.7～平13.7 副会長
吉田 紘一	住友	平 9. 7.11	平13. 7. 3	平 9.7～平10.7 副会長 平10.7～平11.7 会長
志村 元	大正	平 9. 7.18	平12. 3.31	
堀地 史郎	東京海上あんしん	平 9. 7.18	平10. 7.17	
		平11. 7.16	平12. 6.29	
竹内 敏雄	セゾン	平 9.12.19	平14. 4. 1	
野々宮 恵司	大和	平10. 4. 1	平13. 2.20	
		平14. 4.19	平16. 4. 1	
金子 亮太郎	*明治	平10. 4. 1	平17. 7.15	平12.7～平13.7 副会長 平13.7～平14.7 会長 平16.1.1付で、明治安田に社名変更 平16.7～平17.7 副会長
西田 耗造	*平和	平10. 6.29	平12. 5.31	平12.4.1付で、エトナヘイワに社名変更
秋山 智史	富国	平10. 7. 2		平12.7～平14.7 副会長 平17.7～平19.7 副会長
佐藤 敬	オリコ	平10. 7.17	平12.10.16	
佐々木 惇	住友海上ゆうゆう	平10. 7.17	平11. 6.29	
松井 秀文	アメリカンファミリー	平11. 1. 1	平11. 7.16	
		平12. 7.21	平15. 1.17	
宮本 三喜彦	安田	平11. 4. 1	平16. 1. 1	平13.7～平15.7 副会長
丸山 晃史	ニコス	平11. 7.16	平12. 3.31	
宮戸 直輝	大同	平11. 7.16	平16. 4. 1	平13.7～平15.7 副会長
秋山 満正	第百	平11. 7.16	平12. 6. 1	
竹之内 洋右	協会	平11. 7.16	平18. 7.21	
ルネ・ミュラー	ニコス	平12. 4.21	平12. 7.21	
細川 淳	大正	平12. 4.21	平12. 8.29	
バリー・ハルバーン	*エトナヘイワ	平12. 6.16	平14. 4.10	平13.12.1付で、マスミューチュアルに社名変更
太田 資暁	*東京海上あんしん	平12. 6.29	平12. 7.21	
		平15. 7.18	平16. 7.16	平15.10.1付で、東京海上日動あんしんに社名変更
		平17. 7.15	平18. 6.26	
石坂 恭博	ジー・イー・エジソン	平12. 7.21	平13. 7.19	
		平14. 7.19	平15. 5. 1	
藤岡 信吾	住友海上ゆうゆう	平12. 7.21	平13. 7.19	
上田 公一	協会	平12. 7.21	平16. 5.23	平12.7～平13.7 専務理事 平13.7～平16.5 副会長
岡崎 政更	オリコ	平12.10.20	平13. 2.13	
宮本 富生	アリコジャパン	平12.10.20	平17. 7.15	
吉田 誠	安田火災ひまわり	平13. 1.19	平13. 7.19	
ゲーリー・ベネット	*オリコ	平13. 2.16	平14. 7.19	平13.7.2付で、ピーシーエーに社名変更
		平15. 7.18	平15.10. 1	
牧野 明	大和	平13. 3.16	平14. 4. 1	
一瀬 嘉彌	アクサグループ ライフ	平13. 4.20	平17. 7.15	
川島 章由	ソニー	平13. 7.19	平18. 6.29	
ウルリッヒ・ブランケン	クレディ・スイス	平13. 7.19	平13.12.21	
西村 博	三井	平13. 7.19		平15.7～平17.7 副会長 平19.7～副会長
渡辺 克弥	三井みらい	平13. 7.19	平13. 9.30	

氏名	会社名	就任年月日	退任年月日	備考
霜山純夫	スカンディア	平13. 7.19	平14. 7.19	平14.1～平14.7 副会長 平14.7～平15.7 会長 平17.7～平17.9 副会長 平17.9～平18.7 会長
横山進一	住友	平13. 7.19	平19. 7. 3	
大崎雷太	協会	平13. 7.19	平15. 7.18	平13.10～平19.7 副会長
今井信吾	三井住友海上きらめき	平13.10. 1	平15. 7.18	
瀧島義光	協会	平13.10. 1	平19. 7.20	
水盛五実	オリックス	平13.10.19	平16. 7.16	
		平17. 7.15	平19. 7.20	
野上憲一	チューリッヒ・ライフ	平14. 4.19	平14. 7.19	平16.1.1 付で、AIGエジソンに社名変更
トーマス・ホーキンス	マスミューチュアル	平14. 4.19	平15. 1. 9	
トーパー・マシュウズ	マニユライフ	平14. 7.19	平16. 6.30	
笠神隆司	あおば	平14. 7.19	平15. 7.18	
		平16. 7.16	平16.11. 1	
水山修	ティ・アンド・デイ・ フィナンシャル	平14. 7.19	平16. 4. 1	
平野秀三	マスミューチュアル	平15. 1.17	平15. 7.18	
		平16. 7.16	平18. 7.21	
		平19. 7.20	平20. 7.18	
チャールズ・レイク	アメリカンファミリー	平15. 1.17	平19. 7. 1	
伊藤伸彦	ジー・イー・エジソン	平15. 6.20	平15. 8.29	平16.1.1 付で、AIGエジソンに社名変更
平田柔	スカンディア	平15. 7.18	平16. 2. 2	
片岡一則	*ジー・イー・エジソン	平15. 9.19	平16. 6.10	
		平17. 7.15	平19. 7.20	
トーマス・ホワイト	ピーシーエー	平15.10. 1	平16. 6.18	
山本秀一	チューリッヒ・ライフ	平16. 2.20	平17. 7.15	
		平18. 7.21	平20. 7.18	
坂内敦	カーディフ	平16. 2.20	平17. 7.15	
		平18. 7.21	平20. 4. 1	
ティモシー・シルツ	ハートフォード	平16. 4.16	平18. 3.31	
森正人	大和	平16. 4.16	平16. 7.16	平18.4.1 付で、ウインタートゥル・スイスに社名変更 平17.9～平18.7 副会長 平18.7～平19.7 会長
河原光生	*クレディ・スイス	平16. 6.18	平18. 7.21	
斎藤勝利	第一	平16. 7.16	平17. 7.15	
田山泰之	損保ジャパンひまわり	平16. 7.16	平17. 7.15	
山口徹	アイエヌジー	平16. 7.16	平17. 7.15	
森田均	ピーシーエー	平16. 7.16	平17. 7.15	
三森裕	ブルデンシャル	平16. 7.22	平19. 7.20	
倉持治夫	大同	平17. 7.15	平18. 7.21	
中園武雄	大和	平17. 7.15	平18. 7.21	
		平19. 7.20	平20. 7.18	
ジェフ・クリックメイ	マニユライフ	平17. 7.15	平19. 7.20	平17.7～平20.7 副会長 平18.7～平19.7 副会長 平19.7～平20.7 会長
フィリップ・ドネ	アクサ	平17. 7.15	平18. 3.31	
西岡忠夫	協会	平17. 7.15	平20. 7.18	
岡本罔衛	日本	平17. 9.16		

氏 名	会 社 名	就任年月日	退任年月日	備 考
砂 川 和 彦	ハートフォード	平18. 4.21		
ポール・サンブソン	アクサ	平18. 4.21	平19. 7.20	
於久田 太 郎	ソニー	平18. 7.21		
田 中 勝治郎	損保ジャパンひまわり	平18. 7.21	平19. 7.20	
松 尾 憲 治	明治安田	平18. 7.21		平19.7～平20.7 副会長 平20.7～会長
ジュリアン・リップマン	ピーシーエー	平18. 7.21	平20. 7.18	
大 石 勝 郎	太陽	平19. 7.20		
友 野 紀 夫	エイアイジー・スター	平19. 7.20		
外 池 徹	アメリカンファミリー	平19. 7.20		
内 田 進	三井住友海上きらめき	平19. 7.20	平20. 3.31	
佐 藤 義 雄	住友	平19. 7.20		平20.7～副会長
窪 野 鎮 治	協会	平19. 7.20		平19.7～副会長
棚 瀬 裕 明	協会	平19. 7.20		
佐々木 静	三井住友海上きらめき	平20. 4. 1		
久 米 保 則	カーディフ	平20. 4.18	平20. 7.18	
佐 藤 美 樹	朝日	平20. 7.18		平20.7～副会長
岩 下 智 親	東京海上日動あんしん	平20. 7.18		
松 崎 敏 夫	損保ジャパンひまわり	平20. 7.18		
クレイグ・ブロムリー	マニユライフ	平20. 7.18		
高 橋 和 之	アリコジャパン	平20. 7.18		
マーク・ピアソン	アクサ	平20. 7.18		
小 泉 宇 幸	協会	平20. 7.18		平20.7～副会長

## [監事]

氏名	会社名	就任年月日	退任年月日	備考
千葉 信	*ナショナル	平 5. 2.19	平 5. 7.16	平9.1.1付で、アイエヌジーに社名変更
		平 8. 7.19	平 9. 7.18	
		平15. 7.18	平15. 8. 1	
戸 國 靖 器	アリコジャパン	平 6. 7.15	平 7. 7.21	
		平11. 7.16	平12. 7.21	
		平13. 7.19	平14. 7.19	
若 林 直 久	エイアイジー・スター	平 9. 7.18	平11. 7. 7	
		平 9. 7.18	平19. 7.20	
		平10. 7.17	平11. 7.16	
村 山 徳五郎	公認会計士	平10. 7.17	平11. 3.30	
中 村 健 一	東京	平11. 3.30	平11. 7.16	
川 崎 眞次郎	第百	平11. 7.16	平11. 9. 1	
秋 山 満 正	第百	平15. 7.18	平16. 7.16	
平 野 秀 三	アクサ	平18. 7.21	平19. 7.20	
		平20. 7.18		
		平11. 7.16	平12. 7.21	
松 井 秀 文	アメリカンファミリー	平11. 9.17	平12. 3. 7	
		平11. 7.16	平12. 7.21	
マイケル・ウィリアム・ショート	アクサ	平12. 7.21	平12.10.10	
ルネ・ミュラー	ニコス	平12. 7.21	平13. 7.19	
吉 池 正 博	太陽	平12. 7.21	平13. 7.19	
霜 山 純 夫	スカンディア	平12. 7.21	平13. 7.19	
		平14. 7.19	平14.12.20	
ウルリッヒ・ブランケン	クレディ・スイス	平12.10.20	平13. 7.19	
石 坂 恭 博	ジー・イー・エジソン	平13. 7.19	平14. 7.19	
前 田 一 雄	ジブラルタ	平13. 7.19	平14. 7.19	
ゲーリー・ベネット	ピーシーエー	平14. 7.19	平15. 7.18	
山 口 隆 雄	クレディ・スイス	平14. 7.19	平15. 7.18	
平 田 柔	スカンディア	平15. 1.17	平15. 7.18	
笠 神 隆 司	あおば	平15. 7.18	平16. 7.16	
山 口 徹	アイエヌジー	平15. 9.19	平16. 7.16	
水 盛 五 実	オリックス	平16. 7.16	平17. 7.15	
		平19. 7.20	平20. 7.18	
		平16. 7.16	平17. 6.29	
森 正 人	大和	平16. 7.16	平17. 7.15	
ジェフ・クリックメイ	マニユライフ	平19. 7.20	平19.12.29	
山 本 秀 一	チューリッヒ・ライフ	平17. 7.15	平18. 7.21	
坂 内 敦	カーディフ	平17. 7.15	平18. 7.21	
森 田 均	ピーシーエー	平17. 7.15	平18. 1.31	
ジュリアン・リップマン	ピーシーエー	平18. 3.17	平18. 7.21	
河 原 光 生	ウインター・トル・スイス	平18. 7.21	平19. 4. 1	
中 園 武 雄	大和	平18. 7.21	平19. 7.20	
ポール・サンブソン	アクサ	平19. 7.20	平20. 6.30	
大 武 和 夫	弁護士	平19. 7.20		
クレイグ・プロムリー	マニユライフ	平19.12.29	平20. 7.18	
篠 崎 義 明	日本興亜	平20. 7.18		
窪 田 泰 彦	あいおい	平20. 7.18		

## 6. 定款および主要規則の変遷

### 《定款》

平成9年4月18日決議 平成9年5月19日認可

#### 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本協会は、社団法人生命保険協会（英文名「The Life Insurance Association of Japan」）（以下「本会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 本会は、わが国における生命保険業の健全な発達及び信頼性の維持を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 生命保険に関する理論及び実務の調査及び研究
2. 生命保険に関する広報活動
3. 生命保険に関する意見の表明
4. 生命保険業者相互の密接な連絡及び親睦
5. 保険業法（平成7年法律第105号）第259条第1項に定められている資金援助等事業
6. その他本会の目的を達成するため必要と認めた事項

(事務所)

第4条 本会は、本部を東京都千代田区に置き、必要に応じて支部を地方に置く。

#### 第2章 社 員

(社員の資格)

第5条 本会の社員となることができる者は、保険業法に定められている生命保険会社、又は外国生命保険会社等（以下会社という。）とする。

(入会の方法)

第6条 本会に加入しようとする会社は、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得ることを要する。

(代表者及び代理者)

第7条 社員は、代表者1名及び代理者2名を定め、あらかじめこれを本会に通知することを要する。

- ② 前項の代表者は、社員たる会社の代表取締役、又は日本における代表者とし、代理者は、その会社の取締役又はこれに準ずる者に限る。

(入会金)

第8条 社員は、入会に際して入会金として、理事会で定めた金額を一時に払込むことを要する。

(会 費)

第9条 社員は、本会の経費にあてるため、毎年、社員総会において定めた金額を、会費として払込むことを要する。

(脱退及び除名等)

第10条 社員は、いつでも、本会を脱退することができる。

- ② 社員たる会社が解散したとき、日本における生命保

険業を廃止したとき及び生命保険業の免許を取り消されたときは、本会を脱退したもとする。

- ③ 社員が、本会の定款又は社員総会の議決に違反したときは、本会は、社員総会の議を経て、これを除名することができる。
- ④ 社員が本会を脱退し、又は除名されたときは、本会は、既に払込まれた金額を返還しない。

#### 第3章 役 員

(役 員)

第11条 本会に、次の役員を置く。

1. 理事 25名以上32名以内
2. 監事 4名以内

(役員を選任)

第12条 理事は、第7条に規定する代表者のうちから27名以内及び社員たる会社以外の者から5名以内を社員総会において選任する。

- ② 監事は、第7条に規定する代表者及び社員たる会社以外の者のうちから、社員総会において選任する。

(会長、副会長、専務理事及び常務理事)

第13条 本会に会長1名を置く。

- ② 本会に副会長6名以内並びに専務理事及び常務理事3名以内を置くことができる。
- ③ 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会において互選する。

(役員職務権限)

第14条 会長は、本会を代表し、本会の業務を総理し、社員総会及び理事会を招集してその議長となる。

- ② 会長は、第3条第5号に規定する資金援助等事業の運営に関し、一時的な資金事情に対応して資金を貸し付ける場合等緊急・例外的な対応が必要な場合、第23条第2項の合議体を招集してその議長となる。
- ③ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- ④ 専務理事は、会長及び副会長を補佐して本会の業務を運営し掌理する。
- ⑤ 常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐して本会の業務を処理する。
- ⑥ 理事は、理事会を組織し、業務の執行を決定する。
- ⑦ 監事は、本会の会計及び業務の状況を監査してこれを社員総会に報告する。
- ⑧ 監事は、社員総会及び理事会に出席して意見を述べることができる。

(役員任期)

第15条 役員任期は就任後第1回目の通常社員総会終了の時までとする。但し、重任を妨げない。

- ② 補欠のため就任した役員任期は、前任者の残任期

間とする。

(役員 の 退任)

第16条 役員が、社員たる会社の代表者としての地位を退いたときは、役員 の 資格を失う。

#### 第4章 社員総会

(招 集)

第17条 本会の通常総会は、毎年会計年度終了後4か月以内に会長が招集する。

- ② 理事会が必要と認めるとき、又は総社員の3分の1以上から会議の目的事項を示した文書による請求があったときは、会長は臨時総会を招集する。
- ③ 社員総会を招集するには、会日の5日前までに会議の目的事項を示して通知することを要する。但し、緊急の場合にはその期間を短縮することができる。

(権 能)

第18条 社員総会は、この定款に別に定めた事項のほか、次に掲げる事項を議決する。

1. 定款の変更
2. 事業計画及び予算案並びに事業報告及び決算案
3. 前2号のほか理事会で必要と認めた事項

(議決の方法)

第19条 社員総会の議決は、社員の3分の2以上が出席し、出席した社員の過半数をもってこれを行い、可否同数の場合は、議長がこれを決する。但し、第10条第3項に規定する社員の除名、第18条第1号に規定する定款の変更及び第35条に規定する本会の解散については、総社員の4分の3以上の同意を要する。

(表決権)

第20条 社員は、社員総会において、各1個の表決権を有する。

- ② 社員は、第7条に規定する代理者又は他の社員に限り表決権の行使を委任することができる。

(議事録)

第21条 総会の議事の経過の要領及び結果は、これを議事録に記載するとともに、速やかに社員に通知するものとする。

#### 第5章 理事会

(招 集)

第22条 理事会は、会長が毎月1回招集する。但し、会長が必要ないと認めるときは開催しないことがある。

- ② 前項にかかわらず、会長が必要と認めるとき又は理事の3分の1以上から議題及び理由を付して請求があったときは、会長は臨時に理事会を招集する。
- ③ 理事会招集の通知は、各理事に対し会日の5日前までに発するものとする。但し、緊急の場合にはその期間を短縮することができる。

(権 能)

第23条 理事会は、この定款に別に定めた事項のほか社員総会に付議すべき事項等本会の業務運営に関する重要事項について議決を行う。

② 前項の規定にかかわらず、第14条第2項の場合には、会長及びあらかじめ理事会の互選で選任された理事により構成される合議体が、資金援助等事業に関する事項を審議決定し、その決定内容については決定後理事会に報告する。

③ 前項の合議体の定数は、5名以上10名以内とする。

④ 第2項の合議体の議決は、第24条に規定する議決の方法に準じて行う。

(議決の方法)

第24条 理事会の議決は、理事の3分の2以上が出席してその過半数をもってこれを行い、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

(表決権)

第25条 理事は、理事会において、各1個の表決権を有する。

- ② 理事は、理事会の議決について特別の利害関係を有する場合は、表決権を有しない。

(会長の報告義務)

第26条 会長は、執行した日常業務に関し、必要と認めた事項を理事会に報告しなければならない。

- ② 会長は、緊急を要するときは、第23条第1項の案件を臨機執行することができる。但し、次の理事会に報告し、その追認を受けなければならない。

(議事録)

第27条 理事会の議事の経過の要領及び結果は、これを議事録に記載するとともに速やかに社員に通知するものとする。

#### 第6章 相談役及び顧問

(相談役及び顧問)

第28条 本会は、社員総会の議を経て、相談役及び顧問を置くことができる。

- ② 相談役は会長の諮問にこたえ、又は会長に対し、意見を述べることができる。
- ③ 顧問は会長の諮問にこたえ、意見を述べるができる。

#### 第7章 委員会

(委員会の設置)

第29条 本会は、必要に応じ委員会を置く。

- ② 委員会の設置、構成、運営等に関し必要な事項は、会長が理事会の議を経て別に定める。

#### 第8章 生命保険契約支援制度

(業務規程)

第30条 第3条第5号に規定する資金援助等事業に関する事項は、別に業務規程として定める。

#### 第9章 資産及び会計

(資産の構成)

第31条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

1. 会費及び入会金
2. 寄附金品

3. 資産から生じる収入
4. 事業に伴う収入
5. その他の収入

(資産の管理)

第32条 本会の資産は、理事会の議を経て別に定める方法により、会長がこれを管理する。

(経費の支弁)

第33条 本会の経費は、資産をもってこれを支弁する。

(会計年度)

第34条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第10章 解 散

(解 散)

第35条 本会は、民法（明治29年法律第89号）第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項の規定により解散する。

(財産の処分)

第36条 本会が解散したときは、本会の財産処分は社員総会でこれを定める。

## 附 則

第11条第2号及び第12条第2項については、大臣の認可のあった平成9年5月19日より施行する。

### 平成11年11月19日決議 平成12年2月18日認可

1. 第3条（事業）中、第5号「保険業法（平成7年法律第105号）第259条第1項に定められている資金援助等事業」を削除し、第6号を第5号に繰り上げた。
2. 第4条（事務所）として、「本会は、本部を東京都千代田区に置き、必要に応じて支部を地方に置く。」を「本会は、事務所を東京都千代田区に置く。」に改めた。
3. 第10条（定款等遵守義務）として、「社員は、本会の定款、規則その他の決議事項を遵守することを要する。」を設けた。
4. 第10条（脱退及び除名）を第11条（脱退及び除名等）に、第3項中、「本会の定款又は社員総会の議決に違反したときは、」を「前条の規定に違反したとき、又は本会の名誉を傷つけ若しくは本会の目的に反する行為をしたときは、」に、「これを」を「その社員を戒告に処し又は」に改めた。
5. 第11条（役員）から第13条（会長、副会長、専務理事及び常務理事）までをそれぞれ第12条から第13条に繰り下げた。
6. 第14条（役員の職務権限）を第15条に繰り下げ、第2項を削除し、第3項から第8項までをそれぞれ第2項から第7号に繰り上げた。
7. 第15条（役員の任期）から第22条（招集）までをそれぞれ第16条から第23条に繰り下げた。
8. 第23条（権能）を第24条に繰り下げ、第2項から第4項まで削除した。
9. 第24条（議決の方法）および第25条（表決権）を、第25条および第26条に繰り下げた。

10. 第26条（会長の報告義務）を第27条に繰り下げ、第2項中、「第23条第1項」を「第24条」に改めた。
11. 第27条（議事録）から第29条（委員会の設置）までを、それぞれ第28条から第30条に繰り下げた。
12. 「第8章 生命保険契約支援制度」を削除した。
13. 第30条（業務規程）を削除した。
14. 「第9章 資産及び会計」を「第8章 資産及び会計」に改めた。
15. 「第10章 解散」を「第9章 解散」に改めた。
16. 附則「改正後の定款第4条の規定は、平成12年4月1日から施行する。」を設けた。

### 平成13年7月19日決議 平成13年9月14日認可

1. 第20条（議決の方法）中、「第35条に規定する本会の解散」を「第34条に規定する本会の解散」に改めた。
2. 第23条（招集）中、第4項として、「会長は、緊急を要するときなど必要と認められた場合、理事会の招集を行わず、書面をもって理事の意見を求めることにより、理事会の決議に代えることができる。」を設けた。
3. 「第6章 相談役及び顧問」を削除した。
4. 第29条（相談役及び顧問）を削除した。
5. 「第7章 委員会」を「第6章 委員会」に改めた。
6. 第30条（委員会の設置）を第29条（委員会の設置）に繰り上げた。
7. 「第8章 資産及び会計」を「第7章 資産及び会計」に改めた。
8. 第31条（資産の構成）から第34条（会計年度）までを第30条から第33条に繰り上げた。
9. 「第9章 解散」を「第8章 解散」に改めた。
10. 第35条（解散）および第36条（財産の処分）を第34条および第35条に繰り上げた。

### 平成15年3月20日決議 平成15年4月10日認可

1. 第18条（報酬）として、「役員は無報酬とする。ただし、社員たる会社の代表者以外の者から選任された役員については、社員総会の議決を経て、報酬を支給することができる。」を設けた。
2. 第18条（招集）から第35条（財産の処分）までを1条ずつ繰り下げた。

### 平成16年12月17日決議 平成17年1月7日認可

1. 第12条（役員）第1号中、「25名以上32名以内」を「22名以上29名以内」に改めた。
2. 第13条（役員の選任）第1項中、「27名以内」を「24名以内」に改めた。

### 平成19年7月20日決議 平成19年9月6日認可

1. 第3条（事業）中第4号を削除し、第5号を第4号に繰り上げた。
2. 第5条（社員の資格）中「（以下会社という。）」を「（以下「会社」という。）」に改めた。

3. 第5条に次の一文を加えた。  
「ただし、保険業法以外の法律（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律を除く。）により、保険業法の特例に関する規定（生命保険業免許の付与の特例に関する規定を除く。）が置かれている会社を除くものとする。」
4. 第5条の次に以下の規定を設けた。  
〔（特別会員）  
第5条の2 前条ただし書の規定にかかわらず、本会は、本会の目的に照らし、理事会が適当であると認める場合、保険業法以外の法律（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律を除く。）により、保険業法の特例に関する規定が置かれている会社を、特別会員とすることができる。  
② 前項に定める特別会員の入会手続、権利及び義務その他必要な事項については、別に定める生命保険協会特別会員規則によるものとする。〕
5. 第7条（代表者及び代理者）第2項中「代表取締役、又は日本における代表者とし」を「代表取締役、代表執行役又は日本における代表者とし」に改め、「取締役又はこれに準ずる者」を「取締役、執行役又はこれに準ずる者」に改めた。
6. 第13条（役員を選任）中、「社員たる会社以外の者」を「社員たる会社以外の者（特別会員を除く。）」に改めた。
7. 第21条（議決の方法）中、「社員の3分の2以上」を「社員の過半数」に改めた。
8. 第26条（議決の方法）中、「理事の3分の2以上」を、「理事の過半数」に改めた。

## 《現行定款》

### 第1章 総 則

#### （名 称）

第1条 本協会は、社団法人生命保険協会（英文名「The Life Insurance Association of Japan」）（以下「本会」という。）と称する。

#### （目 的）

第2条 本会は、わが国における生命保険業の健全な発達及び信頼性の維持を図ることを目的とする。

#### （事 業）

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 生命保険に関する理論及び実務の調査及び研究
2. 生命保険に関する広報活動
3. 生命保険に関する意見の表明
4. その他本会の目的を達成するため必要と認めた事項

#### （事務所）

第4条 本会は、事務所を東京都千代田区に置く。

### 第2章 社 員

#### （社員の資格）

第5条 本会の社員となることができる者は、保険業法に定

められている生命保険会社、又は外国生命保険会社等（以下「会社」という。）とする。ただし、保険業法以外の法律（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律を除く。）により、保険業法の特例に関する規定（生命保険業免許の付与の特例に関する規定を除く。）が置かれている会社を除くものとする。

#### （特別会員）

第5条の2 前条ただし書の規定にかかわらず、本会は、本会の目的に照らし、理事会が適当であると認める場合、保険業法以外の法律（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律を除く。）により、保険業法の特例に関する規定が置かれている会社を、特別会員とすることができる。

- ② 前項に定める特別会員の入会手続、権利及び義務その他必要な事項については、別に定める生命保険協会特別会員規則によるものとする。

#### （入会の方法）

第6条 本会に加入しようとする会社は、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得ることを要する。

#### （代表者及び代理者）

第7条 社員は、代表者1名及び代理者2名を定め、あらかじめこれを本会に通知することを要する。

- ② 前項の代表者は、社員たる会社の代表取締役、代表執行役又は日本における代表者とし、代理者は、その会社の取締役、執行役又はこれに準ずる者に限る。

#### （入会金）

第8条 社員は、入会に際して入会金として、理事会で定めた金額を一時に払込むことを要する。

#### （会 費）

第9条 社員は、本会の経費にあてるため、毎年、社員総会において定めた金額を、会費として払込むことを要する。

#### （定款等遵守義務）

第10条 社員は、本会の定款、規則その他の決議事項を遵守することを要する。

#### （脱退及び除名等）

第11条 社員は、いつでも、本会を脱退することができる。

- ② 社員たる会社が解散したとき、日本における生命保険業を廃止したとき及び生命保険業の免許を取り消されたときは、本会を脱退したものとする。
- ③ 社員が、前条の規定に違反したとき、又は本会の名誉を傷つけ若しくは本会の目的に反する行為をしたときは、本会は、社員総会の議を経て、その社員を戒告に処し又は除名することができる。
- ④ 社員が本会を脱退し、又は除名されたときは、本会は、既に払込まれた金額を返還しない。

### 第3章 役 員

#### （役 員）

第12条 本会に、次の役員を置く。

1. 理事 22名以上29名以内
2. 監事 4名以内

## (役員を選任)

第13条 理事は、第7条に規定する代表者のうちから24名以内及び社員たる会社以外の者（特別会員を除く。）から5名以内を社員総会において選任する。

- ② 監事は、第7条に規定する代表者及び社員たる会社以外の者（特別会員を除く。）のうちから、社員総会において選任する。

## (会長、副会長、専務理事及び常務理事)

第14条 本会に会長1名を置く。

- ② 本会に副会長6名以内並びに専務理事及び常務理事3名以内を置くことができる。
- ③ 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会において互選する。

## (役員職務権限)

第15条 会長は、本会を代表し、本会の業務を総理し、社員総会及び理事会を招集してその議長となる。

- ② 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- ③ 専務理事は、会長及び副会長を補佐して本会の業務を運営し掌理する。
- ④ 常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐して本会の業務を処理する。
- ⑤ 理事は、理事会を組織し、業務の執行を決定する。
- ⑥ 監事は、本会の会計及び業務の状況を監査してこれを社員総会に報告する。
- ⑦ 監事は、社員総会及び理事会に出席して意見を述べることができる。

## (役員任期)

第16条 役員任期は就任後第1回目の通常社員総会終了の時までとする。但し、重任を妨げない。

- ② 補欠のため就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

## (役員退任)

第17条 役員が、社員たる会社の代表者としての地位を退いたときは、役員資格を失う。

## (報酬)

第18条 役員は無報酬とする。ただし、社員たる会社の代表者以外の者から選任された役員については、社員総会の議決を経て、報酬を支給することができる。

## 第4章 社員総会

## (招集)

第19条 本会の通常総会は、毎年会計年度終了後4か月以内に会長が招集する。

- ② 理事会が必要と認めるとき、又は総社員の3分の1以上から会議の目的事項を示した文書による請求があったときは、会長は臨時総会を招集する。
- ③ 社員総会を招集するには、会日の5日前までに会議の目的事項を示して通知することを要する。但し、緊急の場合にはその期間を短縮することができる。

## (権能)

第20条 社員総会は、この定款に別に定めた事項のほか、次に掲げる事項を議決する。

1. 定款の変更
2. 事業計画及び予算案並びに事業報告及び決算案
3. 前2号のほか理事会で必要と認めた事項

## (議決の方法)

第21条 社員総会の議決は、社員の過半数が出席し、出席した社員の過半数をもってこれを行い、可否同数の場合は、議長がこれを決する。但し、第11条第3項に規定する社員の除名、第20条第1号に規定する定款の変更及び第35条に規定する本会の解散については、総社員の4分の3以上の同意を要する。

## (表決権)

第22条 社員は、社員総会において、各1個の表決権を有する。

- ② 社員は、第7条に規定する代理者又は他の社員に限り表決権の行使を委任することができる。

## (議事録)

第23条 総会の議事の経過の要領及び結果は、これを議事録に記載するとともに、速やかに社員に通知するものとする。

## 第5章 理事会

## (招集)

第24条 理事会は、会長が毎月1回招集する。但し、会長が必要ないと認めるときは開催しないことがある。

- ② 前項にかかわらず、会長が必要と認めるとき又は理事の3分の1以上から議題及び理由を付して請求があったときは、会長は臨時に理事会を招集する。
- ③ 理事会招集の通知は、各理事に対し会日の5日前までに発するものとする。但し、緊急の場合にはその期間を短縮することができる。
- ④ 会長は、緊急を要するときなど必要と認めた場合、理事会の招集を行わず、書面をもって理事の意見を求めることにより、理事会の決議に代えることができる。

## (権能)

第25条 理事会は、この定款に別に定めた事項のほか社員総会に付議すべき事項等本会の業務運営に関する重要事項について議決を行う。

## (議決の方法)

第26条 理事会の議決は、理事の過半数が出席してその過半数をもってこれを行い、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

## (表決権)

第27条 理事は、理事会において、各1個の表決権を有する。

- ② 理事は、理事会の議決について特別の利害関係を有する場合は、表決権を有しない。

## (会長の報告義務)

第28条 会長は、執行した日常業務に関し、必要と認めた事項を理事会に報告しなければならない。

- ② 会長は、緊急を要するとき、第25条の案件を臨機

執行することができる。但し、次の理事会に報告し、その追認を受けなければならない。

(議事録)

第29条 理事会の議事の経過の要領及び結果は、これを議事録に記載するとともに速やかに社員に通知するものとする。

## 第6章 委員会

(委員会の設置)

第30条 本会は、必要に応じ委員会を置く。

- ② 委員会の設置、構成、運営等に関し必要な事項は、会長が理事会の議を経て別に定める。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第31条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

1. 会費及び入会金
2. 寄附金品
3. 資産から生じる収入
4. 事業に伴う収入
5. その他の収入

(資産の管理)

第32条 本会の資産は、理事会の議を経て別に定める方法により、会長がこれを管理する。

(経費の支弁)

第33条 本会の経費は、資産をもってこれを支弁する。

(会計年度)

第34条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第8章 解散

(解散)

第35条 本会は、民法(明治29年法律第89号)第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項の規定により解散する。

(財産の処分)

第36条 本会が解散したときは、本会の財産処分は社員総会でこれを定める。

## 《現行特別会員規則》

平成19年7月20日制定 平成19年7月20日施行

### 第1章 総則

(目的)

第1条 本規則は、生命保険協会定款第5条の2で定める特別会員の入会手続、権利及び義務その他必要な事項について定める。

### 第2章 特別会員の入会手続

(入会の方法)

第2条 本会に特別会員として加入しようとする会社は、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得る

ことを要する。

(代表者及び代理者)

第3条 特別会員は、代表者1名及び代理者2名を定め、あらかじめこれを本会に通知することを要する。

- ② 前項の代表者は、特別会員たる会社の代表取締役又は代表執行役とし、代理者は、その会社の取締役、執行役又はこれに準ずる者に限る。

(入会金)

第4条 本会に特別会員として加入の承認を受けた者は、入会承認後1か月以内に入会金として3000万円を一時に払込むことを要する。

## 第3章 特別会員の権利及び義務

(特別会員の権利)

第5条 特別会員は、本規則第4章で定める委員会等への参加のほか、次の各号に定める権利を有する。

1. 生命保険協会定款第4章で定める社員総会に出席し、意見を述べること
2. 本会の各種統計及び資料等諸情報並びに生命保険協会定款第23条及び第29条で定める社員総会及び理事会の議事録の提供を受けること
3. 本会の諸行事に参加し又は本会の諸制度を利用すること

(会費)

第6条 特別会員は、本会の経費にあてるため、毎年、社員総会において定めた金額を、会費として払込むことを要する。

- ② 会費の負担金額及び分担方法等については、生命保険協会会費分担規則(以下、「会費分担規則」という)を準用する。ただし、会費分担規則中「社員」とあるのは「特別会員」と読み替える。

(特別会員の会費分担の特則)

第7条 特別会員については、会費分担規則第2条第1項の規定で定める均等分担して出金する額に対する負担割合は社員の2分の1とする。

- ② 特別会員については、会費分担規則第2条第2項の規定で定める保有契約高、総資産及び収入保険料は、当該特別会員の前年度末保有契約高、総資産及び収入保険料に2分の1を乗じた額とする。
- ③ 前項及び会費分担規則第2条第3項の規定にかかわらず、特別会員の保有契約高のうち、団体定期保険契約、団体信用生命保険契約及び再保険契約の保有契約高は、当該特別会員の前年度末保有契約高に10分の1を乗じた額とする。

- ④ 特別会員については、会費分担規則第2条第4項の規定を適用しない。

(定款等遵守・協力義務等)

第8条 特別会員は、本会の定款及び本規則その他の決議事項を遵守することを要する。ただし、理事会又は所管委員会等が特に認めた事項については、この限りではない。

- ② 特別会員は、前項のほか、社員の例に準じ、本会事

業の円滑な遂行につき協力することを要する。

- ③ 特別会員は、第5条第2号で定める各種統計及び資料等の作成に必要な資料を本会に提示することを要する。

#### 第4章 委員会等への参加

(委員会等への出席)

第9条 特別会員は、その役員の中から1名をオブザーバーに任命し、委員会規則で定める委員会、特別委員会及び部会（以下、「委員会等」という。）に出席させることができる。

- ② オブザーバーは、委員会等に出席し、意見を述べることができる。

(オブザーバーの任期)

第10条 オブザーバーの任期は毎年の通常社員総会日から1年とする。

- ② オブザーバーが任期の途中において、その職を辞任し又はその資格を失ったときは特別会員はその後任を選任するものとし、その任期を前任者の残任期間とする。

(オブザーバーの義務)

第11条 オブザーバーは、委員会等活動に協力することを要する。

- ② オブザーバーが正当な理由なく前項の規定に違反したときは、委員長又は部会長（以下、「委員長等」という。）は、委員会等の議を経て、そのオブザーバーの委員会等への出席又は委員会等関係資料の提供を制限することができる。

- ③ オブザーバー又はオブザーバーの職にあった者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(書面等による委員会)

第12条 委員長等が、委員会等の会議の招集を行わず、書面その他の方法により委員の意見を求めることにより、委員会等の決議に代えようとするときは、オブザーバーは、委員長等に対して意見を述べるができる。ただし、オブザーバーの意見は委員会等の決議を拘束するものではない。

(代理人の出席)

第13条 オブザーバーはあらかじめ委員長等の承認を得て委員会等にオブザーバーの代理人を出席させることができる。

(プロジェクトチーム)

第14条 委員会・特別委員会の委員長は、特別会員の職員等を委員会規則第5章で定めるプロジェクトチーム（以下、「PT」という。）のオブザーバーに任命することができる。

- ② PTのオブザーバーについては、第9条第2項及び第11条から第13条までの規定を準用する。

#### 第5章 脱退及び除名

(脱退及び除名等)

第15条 特別会員は、いつでも、本会を脱退することができる。

- ② 特別会員たる会社が解散したとき、日本における生命保険業を廃止したとき及び生命保険業の免許を取り消されたときは、本会を脱退したものとする。

- ③ 特別会員が、第8条の規定に違反したとき、又は本会の名誉を傷つけ若しくは本会の目的に反する行為をしたときは、本会は、社員総会の議を経て、その特別会員を戒告に処し又は除名することができる。

- ④ 特別会員が本会を脱会し、又は除名されたときは、本会は、既に払い込まれた金額を返還しない。

(社員としての入会)

第16条 特別会員が、保険業法以外の法律（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律を除く。）により、保険業法の特例に関する規定（生命保険業免許の付与の特例に関する規定を除く。）による特別な措置の適用を受けなくなったときは、特別会員としての資格を失う。

- ② 前項の場合において、特別会員であった会社は、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得たうえで、本会に社員として入会することができる。

- ③ 第4条の規定で定める入会金を払込んだ特別会員が、前項の規定により、本会に社員としての加入の承認を得た場合には、改めて入会金の払込みを要しないものとする。

#### 第6章 改 廃

(規則の改廃)

第17条 本規則の改廃は、定款第4章で定める社員総会の議決によるものとする。

附 則（平成19年7月20日）

1. この規定は、平成19年7月20日から施行する。

#### 《委員会規則》

平成9年7月18日決議 平成9年7月18日施行

#### 第1章 総 則

(委員会の設置)

第1条 本会に理事会の諮問に応ずる目的をもって所管事項別に委員会を置く。委員会の改廃は、理事会の議決により決定する。

- ② 委員会は、その所管事項に関し理事会に意見を具申することができる。

(委員会の種類)

第2条 委員会はその所管事項に従って一般委員会、業務委員会、財務委員会、総務委員会、広報委員会、企業保険委員会、保険計理委員会、医務委員会、情報システム委員会、倶楽部委員会、経理委員会及び契約サービス委員会に分類する。

② 上記委員会のほかに必要に応じ臨時に特別委員会を置くことができる。ただし、特別委員会は課題の検討が終了次第、直ちに解散する。

③ 別途、協会の行う特定の事業又は制度の運営を行う目的で、運営専門委員会を置くことができる。

(委員会の所管事項)

第3条 各種委員会の所管事項は次のとおりとする。

一般委員会	生命保険業の基本的施策に関する事項
業務委員会	営業部門の諸施策に関する事項
財務委員会	資産運用関係の諸施策に関する事項
総務委員会	寄付金その他庶務関連諸施策に関する事項
広報委員会	広報活動の諸施策に関する事項
企業保険委員会	企業保険に関する事項
保険計理委員会	保険計理の調査・研究に関する事項
医務委員会	保険医学の調査及び諸施策に関する事項
情報システム委員会	業界のシステム全般に関する事項
倶楽部委員会	生命保険倶楽部の運営に関する事項
経理委員会	経理面の調査・研究に関する事項
契約サービス委員会	契約・収納保全・支払の諸施策に関する事項

(委員)

第4条 委員は、社員において各1名とし、その役員又は職員の中からこれを選任することができる。ただし、第6条により委員長に任命された社員は、別途1名の委員を選任することができる。

(任期)

第5条 委員の任期は毎年通常社員総会日から1年とする。

② 委員が任期の途中において委員を辞任し又は委員の資格を失ったときは社員はその後任を選任するものとし、その任期を前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長1名を置く。

② 委員長は委員のうちから、理事会の同意を得て、会長がこれを委嘱する。

(委員長の職務)

第7条 委員長は会議の議長となり、理事会の諮問事項について理事会に報告し又は意見を述べる。

(招集)

第8条 委員会は、随時、必要に応じ委員長が招集する。

(議事録)

第9条 委員長は、委員会の議事録を作成する。

(定足数)

第10条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

(議決)

第11条 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。

② 委員は各1個の議決権を有する。ただし、第4条に基づき委員長と委員を選任している場合は、社員の判

断によりいずれか一方が議決権を有することとする。

③ 可否同数のときは、委員長が決定する。

(書面等による委員会)

第12条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議の招集を行わず、書面その他の方法により委員の意見を求めることにより、委員会の議決に代えることができる。この場合において、書面以外の方法により委員の意見を求めたときは、遅滞なく、書面によりその確認を得るものとする。

② 前条の規定は前項における議決について準用する。

(委員会相互間の協力)

第13条 委員長は、その職務遂行上必要に応じ、随時他の委員会の委員長の協力を求めることができる。

(代理人の出席)

第14条 委員はあらかじめ委員長の承認を得て委員会に委員の代理人を出席させることができる。

(委員以外の者の出席)

第15条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の同意を得て、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(専門委員会の設置)

第16条 委員会は必要に応じ、専門委員会、PTを設置することができる。ただし、設置に際しては、会長に報告することとする。

② 第4条から第15条までの規定は、専門委員会について準用する。この場合において、第6条第2項中「理事会の同意を得て、会長がこれを委嘱する」とあるのは、「委員長がこれを委嘱する」と読み替え、第7条中「理事会」とあるのは、「委員会」と読み替えるものとする。

(委員会運営規則)

第17条 委員会は必要に応じ、委員会ごとに運営規則を定めることができる。

平成11年6月18日決議 平成12年7月21日施行

- 「第1章 総則」を設けた。
- 第1条(目的)として、「この規則は、定款第30条の規定に基づき、委員会・特別委員会の構成、運営等に関し必要な事項を定める。」を設けた。
- 第17条(運営規則)を第2条(議事細則)とし、「委員会・特別委員会は、議事手続きその他会議の運営に関し必要があると認めるときは、この規則に定めるものを除くほか、別に必要な事項を定めることができる。」に改めた。
- 「第1条(委員会の設置)」を「第3条(設置・改廃)」に改めた。
- 「第2条(委員会の種類)」を「第4条(種類)」とし、第1項中「総務委員会、」「保険計理委員会、医務委員会、」および「倶楽部委員会、」ならびに第2項および第3項を削除した。
- 「第3条(委員会の所管事項)」を「第5条(所管事項)」とし、「各種委員会」を「委員会」に、「一般委員会 生命保険業の基本的施策に関する事項」を「一般委員会 生命

保険業の基本的施策、寄付金等に関する事項」に、「情報システム委員会 業界のシステム全般に関する事項」を「情報システム委員会 業界共通のシステム全般に関する事項」に、「契約サービス委員会 契約・収納保全・支払の諸施策に関する事項」を「契約サービス委員会 契約・収納保全・支払、保険医学の調査及び諸施策に関する事項」に改めた。また、「総務委員会 寄付金その他庶務関係諸施策に関する事項」、「保険計理委員会 保険計理の調査・研究に関する事項」、「医務委員会 保険医学の調査及び諸施策に関する事項」および「倶楽部委員会 生命保険倶楽部の運営に関する事項」を削除した。

7. 第4条(委員)を第6条に繰り下げ、「その役員又は職員」を「その役職員」に改め、ただし書き中、「第6条」を「第9条」に改めた。

8. 第5条を第7条に繰り下げた。

9. 第8条(委員の義務)として、以下の規定を設けた。

「(委員の義務)

第8条 委員は、委員会活動に協力することを要する。

② 委員が正当な理由なく前項の規定に違反したときは、委員長は、委員会の議を経て、その委員の委員会への出席又は委員会関係資料の提供を制限することができる。

③ 委員又は委員の職にあった者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。」

10. 第6条から第10条までをそれぞれ第9条から第13条に繰り下げた。

11. 第11条(議決)を第14条に繰り下げ、第2項中、「第4条」を「第6条」に改めた。

12. 第12条(書面等による委員会)から第15条(委員以外の者の出席)までをそれぞれ第15条から第18条に繰り下げた。

13. 「第3章 特別委員会」として、以下の規定を設けた。

「

### 第3章 特別委員会

(設置・改廃)

第19条 本会が必要と認めるときは、理事会の議決を経て臨時に特別委員会を置くことができる。特別委員会は、任務が終了したときに解散する。

② 特別委員会は、理事会の諮問に応じ、本会の業務運営に関する重要事項について検討を行い、意見を具申する。

(委員)

第20条 第6条及び第8条の規定は、特別委員会の委員について準用する。

(委員長)

第21条 第9条及び第10条の規定は、特別委員会の委員長について準用する。

(会議の招集、定足数、議決等)

第22条 第11条から第18条の規定は、特別委員会について準用する。ただし、第11条から第18条までの規定中「委員会」とあるのは「特別委員会」と読み替える。」

14. 「第16条(専門委員会の設置)」を削除し、以下の規定を設けた。

「

### 第4章 部会

(設置・改廃)

第23条 委員会・特別委員会は、必要と認めるときは、理事会の議決を経て、当該委員会・特別委員会の下部組織として、部会を設置することができる。

② 部会は、専門的・実務的な事項について検討を行い、又は委員会・特別委員会の諮問に応じ検討を行い、意見を具申する。

(委員)

第24条 第6条及び第8条の規定は、部会の委員について準用する。

② 第7条の規定は、部会の委員の任期について準用する。

(部会長)

第25条 部会に部会長1名を置く。

② 部会長は、委員会・特別委員会の委員長が選任する。

③ 部会長は、会議の議長となり、委員会・特別委員会の諮問事項について、委員会・特別委員会に報告し又は意見を述べる。

(会議の招集、定足数、議決等)

第26条 第11条から第18条の規定は、部会について準用する。ただし、第11条から第18条までの規定中「委員会」とあるのは「部会」、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替える。

### 第5章 プロジェクトチーム

(設置・改廃)

第27条 委員会・特別委員会の委員長は、必要と認めるときは、当該委員会・特別委員会の議決を経て、当該委員会・特別委員会の下部組織としてプロジェクトチーム(以下「PT」という。)を設置することができる。PTは、任務が終了したときに解散する。

② PTは、委員会・特別委員会の諮問に応じ、専門的・実務的な事項について検討を行い、委員会・特別委員会に報告する。

③ PTの設置・改廃については、委員会・特別委員会の委員長から会長宛に届け出るものとする。

(委員)

第28条 委員は、必要に応じ、社員の職員等のうちから委員会・特別委員会の委員長が選任する。第8条の規定は、PTの委員について準用する。

(座長)

第29条 PTに座長1名を置く。

② 座長は、委員のうちから委員会・特別委員会の委員長が選任する。

③ 座長は、会議の議長となり、委員会・特別委員会の諮問事項について、委員会・特別委員会に報告し又は意見を述べる。

(会議の招集、定足数、議決等)

第30条 第11条から第15条及び第18条の規定は、PTについて準用する。この場合第11条から第15条及び第18条の規定中「委員会」とあるのは「PT」と読み替え、「委員長」とあるのは「座長」と読み替える。」

平成12年6月16日決議 平成12年7月21日施行

1. 第9条(委員長)第2項中、「理事会の同意を得て、会長がこれを委嘱する。」を「次期会長内定者による指名に基づき、6月の理事会で内定し、7月の理事会において同意を得たうえで、会長が委嘱する。」に改めた。
2. 第10条(委員長の職務)第2項として、「② 委員長に事故があったときは、委員長があらかじめ指名する委員が職務を代行する。」を設けた。

平成16年2月20日決議 平成16年7月16日施行

1. 第4条(種類)中、「広報委員会、」を削除した。
2. 第5条(所管事項)中、「一般委員会 生命保険業の基本的施策、寄付金等に関する事項」を「一般委員会 生命保険業の基本的施策、広報活動及び寄付金等に関する事項」に改め、「広報委員会 広報活動の諸施策に関する事項」を削除した。

平成19年6月15日決議 平成19年6月15日施行

1. 新たに第1条の2(特別会員の取扱い)を新設し、「委員会・特別委員会(部会・プロジェクトチームを含む。)における特別会員の取扱いについては、別に定める生命保険協会特別会員規則によるものとする。」を設けた。
2. 「第6章 改廃」として、以下の規定を設けた。

## 第6章 改 廃

(規則の改廃)

第31条 本規則の改廃は、理事会の議決によるものとする。」

## 《現行委員会規則》

### 第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規則は、定款第30条の規定に基づき、委員会・特別委員会の構成、運営等に関し必要な事項を定める。(特別会員の取扱い)

第1条の2 委員会・特別委員会(部会・プロジェクトチームを含む。)における特別会員の取扱いについては、別に定める生命保険協会特別会員規則によるものとする。

(議事細則)

第2条 委員会・特別委員会は、議事手続きその他会議の運営に関し必要があると認めるときは、この規則に定めるものを除くほか、別に必要な事項を定めることができる。

## 第2章 委員会

(設置・改廃)

第3条 本会に理事会の諮問に応ずる目的をもって所管事項別に委員会を置く。委員会の改廃は、理事会の議決により決定する。

- ② 委員会は、その所管事項に関し理事会に意見を具申することができる。

(種 類)

第4条 委員会は、その所管事項に従って一般委員会、業務委員会、財務委員会、企業保険委員会、情報システム委員会、経理委員会及び契約サービス委員会に分類する。

(所管事項)

第5条 委員会の所管事項は次のとおりとする。

一般委員会	生命保険業の基本的施策、広報活動及び寄付金等に関する事項
業務委員会	営業部門の諸施策に関する事項
財務委員会	資産運用関係の諸施策に関する事項
企業保険委員会	企業保険に関する事項
情報システム委員会	業界共通のシステム全般に関する事項
経理委員会	経理面の調査・研究に関する事項
契約サービス委員会	契約・収納保全・支払、保険医学の調査及び諸施策に関する事項

(委 員)

第6条 委員は、社員において各1名とし、その役職員の中からこれを選任することができる。ただし、第9条により委員長に任命された社員は、別途1名の委員を選任することができる。

(任 期)

第7条 委員の任期は、毎年通常社員総会日から1年とする。

- ② 委員が任期の途中において委員を辞任し又は委員の資格を失ったときは、社員はその後任を選任するものとし、その任期を前任者の残任期間とする。

(委員の義務)

第8条 委員は、委員会活動に協力することを要する。

- ② 委員が正当な理由なく前項の規定に違反したときは、委員長は、委員会の議を経て、その委員の委員会への出席又は委員会関係資料の提供を制限することができる。
- ③ 委員又は委員の職にあった者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(委員長)

第9条 委員会に委員長1名を置く。

- ② 委員長は、委員のうちから、次期会長内定者による指名に基づき、6月の理事会で内定し、7月の理事会において同意を得たうえで、会長が委嘱する。

(委員長の職務)

第10条 委員長は、会議の議長となり、理事会の諮問事項について理事会に報告し又は意見を述べる。

- ② 委員長に事故があったときは、委員長があらかじめ指名する委員が職務を代行する。

## (招 集)

第11条 委員会は、随時、必要に応じ委員長が招集する。

## (議事録)

第12条 委員長は、委員会の議事録を作成する。

## (定足数)

第13条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

## (議 決)

第14条 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。

② 委員は各1個の議決権を有する。ただし、第6条に基づき委員長と委員を選任している場合は、社員の判断によりいずれか一方が議決権を有することとする。

③ 可否同数のときは、委員長が決定する。

## (書面等による委員会)

第15条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議の招集を行わず、書面その他の方法により委員の意見を求めることにより、委員会の議決に代えることができる。この場合において、書面以外の方法により委員の意見を求めたときは、遅滞なく、書面によりその確認を得るものとする。

② 前条の規定は前項における議決について準用する。

## (委員会相互間の協力)

第16条 委員長は、その職務遂行上必要に応じ、随時他の委員会の委員長の協力を求めることができる。

## (代理人の出席)

第17条 委員はあらかじめ委員長の承認を得て委員会に委員の代理人を出席させることができる。

## (委員以外の者の出席)

第18条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の同意を得て、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

## 第3章 特別委員会

## (設置・改廃)

第19条 本会が必要と認めるときは、理事会の議決を経て臨時に特別委員会を置くことができる。特別委員会は、任務が終了したときに解散する。

② 特別委員会は、理事会の諮問に応じ、本会の業務運営に関する重要事項について検討を行い、意見を具申する。

## (委 員)

第20条 第6条及び第8条の規定は、特別委員会の委員について準用する。

## (委員長)

第21条 第9条及び第10条の規定は、特別委員会の委員長について準用する。

## (会議の招集、定足数、議決等)

第22条 第11条から第18条の規定は、特別委員会について準用する。ただし、第11条から第18条までの規定中「委員会」とあるのは「特別委員会」と読み替える。

## 第4章 部 会

## (設置・改廃)

第23条 委員会・特別委員会は、必要と認めるときは、理事会の議決を経て、当該委員会・特別委員会の下部組織として、部会を設置することができる。

② 部会は、専門的・実務的な事項について検討を行い、又は委員会・特別委員会の諮問に応じ検討を行い、意見を具申する。

## (委 員)

第24条 第6条及び第8条の規定は、部会の委員について準用する。

② 第7条の規定は、部会の委員の任期について準用する。

## (部会長)

第25条 部会に部会長1名を置く。

② 部会長は、委員会・特別委員会の委員長が選任する。

③ 部会長は、会議の議長となり、委員会・特別委員会の諮問事項について、委員会・特別委員会に報告し又は意見を述べる。

## (会議の招集、定足数、議決等)

第26条 第11条から第18条の規定は、部会について準用する。ただし、第11条から第18条までの規定中「委員会」とあるのは「部会」、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替える。

## 第5章 プロジェクトチーム

## (設置・改廃)

第27条 委員会・特別委員会の委員長は、必要と認めるときは、当該委員会・特別委員会の議決を経て、当該委員会・特別委員会の下部組織としてプロジェクトチーム(以下「PT」という。)を設置することができる。PTは、任務が終了したときに解散する。

② PTは、委員会・特別委員会の諮問に応じ、専門的・実務的な事項について検討を行い、委員会・特別委員会に報告する。

③ PTの設置・改廃については、委員会・特別委員会の委員長から会長宛に届け出るものとする。

## (委 員)

第28条 委員は、必要に応じ、社員の職員等のうちから委員会・特別委員会の委員長が選任する。第8条の規定は、PTの委員について準用する。

## (座 長)

第29条 PTに座長1名を置く。

② 座長は、委員のうちから委員会・特別委員会の委員長が選任する。

③ 座長は、会議の議長となり、委員会・特別委員会の諮問事項について、委員会・特別委員会に報告し又は意見を述べる。

## (会議の招集、定足数、議決等)

第30条 第11条から第15条及び第18条の規定は、PTについて準用する。この場合第11条から第15条及び第18条

の規定中「委員会」とあるのは「PT」と読み替え、「委員長」とあるのは「座長」と読み替える。

## 第6章 改 廃

(規則の改廃)

第31条 本規則の改廃は、理事会の議決によるものとする。

附 則 (平成19年7月20日)

1. この変更規定は、平成19年7月20日から施行する。

## 《生命保険相談所規程》

平成7年6月16日決議 平成7年6月16日施行

### 第1章 総 則

第1条 生命保険協会（以下「協会」という。）に生命保険相談所（以下「相談所」という。）を設置する。

第2条 相談所は、契約関係者等から生命保険に関する相談その他苦情の申出があったとき、これに応じて公正迅速な処理を行い、生命保険に対する一般の理解と信頼を深め、契約者の正当な利益の保護に資することを目的とする。

第3条 相談所に所長を置く。

- ② 所長は協会会長がこれにあたる。
- ③ 相談所に事務局を設け、相談および事務の担当職員若干名を置く。

### 第2章 業 務

第4条 相談所は、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 契約関係者等から生命保険に関する相談があったときは、これに応じ、適切妥当な処理を行う。
- (2) 契約関係者等から生命保険会社（以下「会社」という。）に対する苦情の申出を受けたときは、相手方会社に対し速やかに連絡するとともに、当事者間の意見の調整をはかるため、必要に応じて双方から事実の説明または資料の提示を求め、更に双方に対して必要な助言あるいは和解のあっせんを行い、解決の促進をはかる。
- (3) 前号のあっせんにもかかわらず、相談所が苦情の申出を受けたときから原則として1か月を経過しても、当事者間においてなお問題が解決しない場合で、かつ当事者の双方または契約関係者等から紛議裁定（以下「裁定」という。）の申立てがあったときは、裁定委員会に付託して裁定の手続きを行う。

第5条 相談所は、各都道府県生命保険協会所在地に連絡所を置く。

- ② 連絡所は、契約関係者等からの生命保険に関する相談に応ずるとともに、苦情のあっせんについて依頼があったときは、遅滞なく、相談所へ連絡する。

## 第3章 裁定委員会

第6条 相談所に裁定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- ② 委員会は、契約関係者等と会社との間に生じた契約上の紛議の調整にあたる。

第7条 委員は、5名とし、次に掲げる者のうちから所長が委嘱する。

- (1) 保険学者、弁護士、医師等の学識経験者
- (2) 協会常勤役員

第8条 委員会は、互選により議長を選任する。

- ② 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名した委員がこれに代る。

第9条 委員の任期は2年とし、重任を妨げない。ただし、4期を超えることはできない。

- ② 委員に欠員が生じたためその補欠として就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第10条 委員会は、委員の過半数の出席によって開催し、その議決は、出席委員の過半数をもってこれを行う。可否同数の場合は、議長がこれを決する。

- ② 裁定の申立てをした契約関係者等または会社と特別の利害関係にある委員は議決に加わらない。

第11条 議長は、適当であると認めた場合には、委員会の開催に代えて、2名以上の委員を指名し、その合議による裁定を行わせることができる。

- ② 前項による裁定は、その内容について委員全員の賛否を問い、その過半数の賛成を得て、委員会の名において行う。
- ③ 前条第2項の規定は、本条に準用する。

第12条 委員会は、監督官庁から係官の出席を求め、または文書等による必要な助言を受けることができる。

第13条 委員会は、相談所の業務の処理状況について報告を受け、これに対し必要な助言を行う。

## 第4章 裁 定

第14条 契約関係者等または会社が、裁定の申立てを行う場合には、その趣旨および苦情の要点を明らかにした所定の裁定申立書2通ならびに証拠書類があるときは、その原本または謄本を委員会に提出させなければならない。

- ② 委員会は、裁定の申立てを受理したときは、裁定申立書1通を相手方に交付する。

第15条 委員会は、申立ての内容が、次の各号のいずれかに該当するときは、裁定を行わない。

- (1) 訴訟中または民事調停中の紛争であるとき。
  - (2) 不当な目的でみだりに裁定の申立てをしたと認められるとき。
  - (3) 申立ての内容が、その性質上裁定を行うに適當でないとして認められるとき。
- ② 委員会は、前項により裁定を行わないときは、当事者双方にその旨を通知する。

第16条 委員会は、契約関係者等から裁定の申立てのあった相手方会社に対し、裁定手続きに参加を要請しなければならない。

第17条 委員会は、契約関係者等から裁定の申立てのあった相手方会社に対し、遅滞なく、その申立てに対する答弁の要旨を記載した答弁書2通および証拠書類があるときは、その原本または謄本を委員会に提出させなければならない。

- ② 委員会は、前項の答弁書の提出があったときは、その1通を裁定を申立てた契約関係者等に交付する。

第18条 委員会は、期日を定めて当事者（会社の場合は、委員会の指定する役職員をいう。以下同じ。）の出頭を求め、事情を直接聴取することができる。

- ② 当事者が、前項の期日の変更を申請するときは、その期日の2日前までに、これを行わなければならない。
- ③ 委員会は原則として当事者みずからを出頭させるものとする。ただし、委員会が相当であると認める代理人を出頭させ、または補佐人とともに出頭させることができる。

第19条 委員会は、当事者に対し、裁定に必要な事項についての報告または資料の提出を求めることができる。

第20条 委員会は、裁定中の紛争が次の各号のいずれかに該当するときは、その裁定を打ち切ることができる。

- (1) 申立ての内容に虚偽の事実が認められたとき。
- (2) 裁定を行うに適當でない事情が認められたとき。
- (3) 当事者が裁定中の紛争について訴訟の提起または民事調停の申立てをしたとき。

第21条 裁定の申立人は、いつでも、所定の裁定申立取下書を委員会に提出して、裁定の申立てを取下げることができる。

- ② 委員会は、前項により裁定の申立ての取下げがあったときは、その旨を相手方に通知する。

第22条 委員会は、当事者間に和解が成立するように努めても、容易に解決しない場合に、なお裁定を行うことが相当であると認めるときは、公正妥当な立場から和解案を作成し、これを当事者双方に提示して、その受諾を勧告することができる。

- ② 前項により、和解案の提示を受けた場合、会社はこ

れを尊重しなければならない。

第23条 委員会は、裁定中に当事者間に和解が成立し、または当事者双方が委員会の和解案を受諾したときは、当事者に対し遅滞なく、和解契約書を作成し、その写し1通を委員会に提出させなければならない。

第24条 委員会の会議は公開しない。ただし、委員会が適當であると認めた者を傍聴させることができる。

第25条 委員会の評議は秘密とする。

## 第5章 補 則

第26条 委員もしくは委員であった者、または職員もしくは職員であった者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第27条 相談はすべて無料とし、裁定の申立てには手数料を徴収しない。ただし、当事者、補佐人等の出頭費用その他の手続費用は各自の負担とする。

第28条 相談所は、業務の処理状況を、随時・監督官庁および会社に報告する。

第29条 相談所は、裁定に関する処理についてこれを記録し、保存する。

第30条 委員会における裁定の結果は、会社が直接契約関係者等から申出を受けた同種の苦情を処理する場合、これに準拠できるように会社に連絡する。

平成12年12月15日決議 平成13年4月1日施行

1. 第2条中、「契約関係者等」を「保険契約者等」に、「契約者」を「保険契約者等」に改めた。
2. 第3条第3項中、「事務局を設け」を「事務局として『生命保険相談室』を設け」に改めた。
3. 第4条として以下の規定を設けた。

「第4条 生命保険会社（以下、「会社」という。）は、当該会社に対する保険契約者等からの苦情の解決の促進を図るため、相談所の業務に協力しなければならない。」

4. 第4条を第5条に繰り下げ、第1項および第2項中、「契約関係者等」を「保険契約者等」に、第2項中、「生命保険会社（以下「会社」という。）」を「会社」に、第3項中、「かつ当事者の双方または契約関係者等」を「保険契約者等」に、「裁定委員会」を「裁定審査会」に改めた。
5. 第5条を第6条に繰り下げ、第2項中「契約関係者等」を「保険契約者等」に改めた。
6. 第7条として以下の規定を設けた。

「第7条 会社は第5条第2号による相談所からの苦情の解決の求めに対して、迅速かつ誠実に対応するとともに、当該苦情解決に関する当該会社としての対応の結果を遅滞なく相談所に報告しなければならない。」

7. 「第3章 裁定審査会」として、以下の規定を設けた。

### 第3章 裁定審査会

第8条 相談所に裁定審査会を置く。

第9条 裁定審査会は、弁護士、消費生活相談員、生命保険相談室長の3者からなる5名の委員で構成され、裁定開始の適格性の審査、和解案の策定等を行う。

第10条 裁定審査会の委員は、生命保険相談所長が委嘱する。

第11条 裁定審査会は、互選により議長を選任する。  
② 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名した委員がこれに代る。

第12条 裁定審査会は、委員の過半数の出席によって開催し、その議決は出席委員の過半数をもってこれを行う。可否同数の場合は議長がこれを決する。  
② 裁定の申立てをした保険契約者等または会社と特別の利害関係にある委員は、議決等に加わらない。」

8. 「第3章 裁定委員会」を「第4章 裁定諮問委員会」に改めた。

9. 第6条を第13条に繰り下げ、第1項中、「裁定委員会」を「裁定諮問委員会」に、第2項中「契約関係者等と会社との間に生じた契約上の紛議の調整にあたる。」を「生命保険相談所長からの諮問・相談に応じ、答申・助言を行う。」に改めた。

10. 第7条を第14条に繰り下げ、第1号中、「保険学者」を「学者」に改めた。

11. 第8条および第9条をそれぞれ第15条および第16条に繰り下げた。

12. 第10条を第17条に繰り下げ、第2項を削除した。

13. 第11条を削除した。

14. 第12条を第18条に繰り下げた。

15. 第13条を削除した。

16. 「第4章 裁定」を「第5章 裁定」に改め、以下の規定を設けた。

「第19条 裁定開始の適格性は、裁定審査会において決定する。

第20条 裁定審査会は、原則として、相談所が苦情の申出を受けたときから1ヵ月を経過しても当事者間で問題解決しない場合で、保険契約者等からの裁定申立てがあった場合に、検討を開始する。ただし、会社が訴訟や民事調停により解決を図ることを明確にした場合はこの限りではない。

第21条 会社は、裁定審査会の裁定結果を尊重しなければならない。」

17. 第14条を第22条に繰り下げ、第1項中、「契約関係者等または会社」を「保険契約者等」に、「委員会に提出させなければならない。」を「裁定審査会に提出しなければならない。」に、第2項中、「委員会」を「裁定審査会」に改めた。

18. 第15条を第23条に繰り下げ、以下のとおり改めた。

「第23条 裁定審査会は、申立ての内容が、次の各号のいずれかに該当するときは、裁定を行わない。

- (1) 生命保険契約に関するものでないとき。
  - (2) 保険契約者等による申立てでないとき。
  - (3) 訴訟が終了もしくは訴訟中、または民事調停が終了もしくは民事調停中のものであるとき。
  - (4) 不当な目的でみだりに裁定の申立てをしたと認められるとき。
  - (5) 会社の経営方針や職員個人に係わる事項、事実認定を伴う事項など、申立ての内容が、その性質上裁定を行うに適當でないとき認められるとき。
- ② 裁定審査会は、前項により裁定を行わないときは、当事者双方にその旨を通知する。」

19. 第16条を第24条に繰り下げ、「委員会」を「裁定審査会」に、「契約関係者等」を「保険契約者等」に、「参加を」を「参加することを」に改めた。

20. 第17条を第25条に繰り下げ、「委員会」を「裁定審査会」に、「契約関係者等」を「保険契約者等」に改めた。

21. 第18条および第19条を第26条および第27条に繰り下げ、「委員会」を「裁定審査会」に改めた。

22. 第20条を第28条に繰り下げ、以下のとおり改めた。

「第28条 裁定審査会は、裁定中の紛争が次の各号のいずれかに該当するときは、その裁定を打ち切ることができる。

- (1) 申立ての内容に虚偽の事実が認められたとき。
- (2) 当事者が裁定中の紛議について訴訟の提起または民事調停の申立てまたは他の裁定組織への申立てなど、他の方法による解決手続をとったとき。
- (3) その他裁定を行うに適當でない事情が認められたとき。」

23. 第21条を第29条に繰り下げ、「委員会」を「裁定審査会」

に改めた。

24. 第22条を第30条に繰り下げ、第1項中、「委員会」を「裁定審査会」に、第2項中「前項により、」を「前項による」に改めた。
25. 第23条を第31条に繰り下げ、「委員会」を「裁定審査会」に、「提出させなければならない。」を「提出するよう求めなければならない。」に改めた。
26. 第24条および第25条を第32条および第33条に繰り下げ、「委員会」を「裁定審査会および委員会」に改めた。
27. 「第6章 相談室連絡会」として、以下の規定を設けた。

「  
第6章 相談室連絡会

第34条 相談所に相談室連絡会（以下「連絡会」という。）を置く。

- ② 連絡会は、相談所から苦情事例、裁定結果等について報告を受ける。

第35条 連絡会の委員は、会社において各1名とし、その役職員の中からこれを選任することができる。

- ② 連絡会の委員は、保険契約者等から会社に対する苦情または裁定の申立てがあった場合において、当該会社の対応窓口として、相談所との連絡および調整にあたる。」

28. 「第5章 補則」を「第7章 雑則」に改めた。
29. 第26条を第36条に繰り下げ、以下のとおり改めた。

「第36条 委員会の委員もしくは委員であった者、裁定審査会の委員もしくは委員であった者、または生命保険相談室の職員もしくは職員であった者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。」

30. 第27条から第29条までをそれぞれ第37条から第39条に繰り下げた。
31. 第30条を削除した。
32. 第40条および第41条として、以下の規定を設けた。

「第40条 相談所は、裁定審査会および委員会の活動状況について、件数等の公表を行う。

第41条 本規程の改廃は、理事会の議決によるものとする。」

平成14年6月21日決議 平成14年6月21日施行

1. 第2条中、「生命保険に関する相談その他苦情」を「生命保険に関する相談または苦情」に、「公正迅速な処理」を「公正中立な立場から、迅速かつ透明度の高い処理」に改めた。

2. 第3条を以下のとおり改めた。

「第3条 相談所に所長を置く。

- ② 所長は協会会長がこれにあたる。  
③ 相談所に事務局として「生命保険相談室」を置く。  
④ 生命保険相談室に相談および事務の担当職員若干名を置く。」

3. 第4条中、「生命保険会社（以下、「会社」という。）」を、「協会の社員である生命保険会社（以下「会社」という。）」に、「苦情の解決」を「苦情・紛争の解決」に改めた。
4. 第5条第1項第2号を以下のとおり改めた。

「 (2) 保険契約者等から会社の生命保険に関する苦情（以下「苦情」という。）の申出を受けたときは、今後の手続きの概要等について説明を行うとともに、相手方である会社または代理店等（以下「相手方」という。）に対し速やかに連絡し、当事者間の意見の調整を図るため、必要に応じて双方から事実の説明または資料の提示を求め、更に双方に対して必要な助言あるいは和解のあっせんを行い、解決の促進を図る。」

5. 第5条第1項第3号中、「紛議裁定」を「紛争の裁定」に改めた。
6. 第5条第2項から第4項として、以下の規定を設けた。

「 ② 相談所は、申出のあった苦情等に関し、当該苦情等の発生原因等を解明し、その原因等の情報を消費者及び会社に提供することにより、同種の苦情等の再発防止・拡大防止及び未然防止に努める。

- ③ 相談所は、次の各号のいずれかに該当するときは苦情の申出を受け付けない。

- (1) 取り扱う苦情の範囲外の場合  
(2) 苦情申出人の範囲外の場合  
(3) 訴訟係属中又は訴訟終了後の場合（民事調停等を含む。）  
(4) 申出人が明らかに不当な目的で苦情を申し出ている場合  
(5) 明らかに消滅時効が完成している場合  
(6) 一事案について再三苦情解決支援の申出がなされた場合

- ④ 相談所は、相手方が相談所規程に反する行為等を行ったことが判明した場合には、必要な措置・勧告を行うものとする。この措置・勧告の概要は相談所が必要と認めた場合に公表する。なお、この措置・勧告を行うに当たり、相談所は、相手方が当該措置・勧告に係る事情の説明を行い、自らの正当性を主張できる機会を与えるものとする。」

7. 第6条第2項を以下のとおり改め、第3項を設けた。

- 「 ② 連絡所は、保険契約者等から生命保険に関する相談があったときは、これに応じ、適切妥当な処理を行う。
- ③ 連絡所は保険契約者等から苦情の申出があったときは、遅滞なく、相談所へ連絡する。」

8. 第7条第2項として、以下の規定を設けた。

- 「 ② 会社は、苦情を真摯に受け止め再発防止に努める。」

9. 第8条から第10条として、以下の規定を設けた。

- 「第8条 苦情とは、会社に責任もしくは責務に基づく行為を求めること、または生命保険契約の内容に対して、もしくは営業活動等に起因して何らかの被害が発生するなどして、不満があるものをいう。
- ② 紛争とは、相談所のあっせんにもかかわらず、当事者間でなお問題が解決しない場合で、相談所規程に基づき、保険契約者等から裁定の申立てがあり、裁定審査会が裁定を行うものをいう。

第9条 相談所及び会社は、相談所の周知に努める。

- ② 相談所は、関係機関との連携に努める。

第10条 相談所は、研修等により苦情・紛争の解決支援を担当する職員の育成に努める。」

10. 第8条を第11条に繰り下げた。

11. 第9条を第12条に繰り下げ、「5名の委員で構成され、」を「5名の委員で構成し、」に、「策定等」を「提示及び受諾勧告等」に改めた。
12. 第10条を第13条に繰り下げ、同条中「生命保険相談所長」を「所長」に改め、第2項および第3項として、以下の規定を設けた。

- 「 ② 委員の任期は2年とし、重任は妨げない。
- ③ 委員に欠員が生じたためその補欠として就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。」

13. 第14条および第15条として、以下の規定を設けた。

「第14条 所長は、第2条の目的を達成するに相応しい識見等を備えた者に委員を委嘱する。ただし、裁判所法及び弁護士法に定める欠格事由に該当する者を委員を委嘱することはできない。

第15条 所長は、次の各号に掲げる場合を除き、委員を任期中に解任することはできない。

- (1) 心身の故障で職務の遂行に耐えないと認める

とき。

- (2) 職務上の義務違反、その他委員たるに適しない非行が認められたとき。
- (3) 前条ただし書きに定める欠格事由に該当することとなったとき。」

14. 第11条を第16条に繰り下げた。

15. 第12条を第17条に繰り下げ、第2項中「保険契約者等」を「保険契約者等（以下「申立人」という。）に、「会社」を「裁定の申立てのあった相手方」に、「議決」を「議決等」に改め、第3項として以下の規定を設けた。

- 「 ③ 裁定審査会は、委員の申告に基づき、特別の利害関係の有無について審議し、議決等への参加・不参加を決定する。」

16. 第13条を第18条に繰り下げ、第2項を以下のとおり改め、第3項を設けた。

- 「 ② 委員会は、所長からの諮問・相談に応じる。また、相談所の業務の公正・円滑な運営を図るため、必要に応じて勧告・提言等を行う。
- ③ 委員会は裁定審査会の活動状況等について報告を受ける。」

17. 第14条中、「委員は、5名とし、」を「委員会は5名の委員で構成し、委員は」に改めた。

18. 第15条を第21条に、第16条を第20条に繰り下げた。

19. 第17条から第19条までを、それぞれ第22条から第24条に繰り下げた。

20. 第20条を第25条に繰り下げ、同条中「1ヶ月」を「1ヵ月」に、「問題解決しない場合で」を「問題が解決しない場合で」に、「会社」を「相手方」に、「明確にした場合はこの限りではない。」を「文書の届け出により明確にした場合は、裁定不開始とし、その旨を申立人に通知する。」に改めた。

21. 第21条を第26条に繰り下げ、以下のとおり改めた。

「第26条 裁定審査会の裁定は、裁定書により行う。

- ② 相手方は、裁定審査会の裁定結果を尊重しなければならない。」

22. 第27条および第28条として、以下の規定を設けた。

「第27条 相談所は裁定手続を開始するにあたっては、申立人等に裁定手続等について事前に説明等を行い、申立人の同意を得るものとする。

第28条 裁定審査会は、裁定を開始したときから原則として4ヵ月以内に和解案の策定等を行う。」

23. 第22条を第29条に繰り下げ、「保険契約者等」を「申立人」に改めた。

24. 第23条を第30条に繰り下げ、第1項第5号中、「事実認定を伴う事項」を「事実認定が著しく困難な事項」に改めた。
25. 第24条を第31条に繰り下げ、「保険契約者等から裁定の申立てのあった相手方会社」を「相手方」に改めた。
26. 第25条を第32条に繰り下げ、第1項中、「保険契約者等から裁定の申立てのあった相手方会社」を「相手方」に、「提出させなければならない。」を「提出するよう求めなければならない。」に、第2項中、「提出があったときは、」を「提出があり、裁定開始を決定したときは、」に、「裁定を申立てた保険契約者等」を「申立人」に改めた。
27. 第26条を第33条に繰り下げ、以下のとおり改めた。

「第33条 裁定審査会は、必要に応じ、期日を定めて当事者の出席を求め、直接、事情聴取を行うものとする。

- ② 裁定審査会は、期日を定めて関係者（裁定審査会の指定する者。以下本条において同じ。）の出席を求め、事情を直接聴取することができる。
- ③ 当事者及び関係者が、前2項の期日の変更を申請するときは、その期日の原則2日前までに、これを行わなければならない。
- ④ 裁定審査会は、原則として当事者及び関係者みずからを出席させるものとする。ただし、裁定審査会が相当であると認める代理人を出席させ、または補佐人とともに出席させることができる。」

28. 第27条を第34条に繰り下げ、「提出を求めることができる。」を「提出を求めるものとする。」に改めた。
29. 第35条として、以下の規定を設けた。

「第35条 裁定審査会は、裁定に必要な事項について、会社の役職員及び専門家の意見を求めることができる。」

30. 第28条を第36条に繰り下げ、同条の柱書に「裁定を打ち切ったときは、理由を付して、その旨を当事者双方に通知する。」を加え、第3号を第4号に繰り下げ、第3号として「(3) 申立人が正当な理由なく、事情徴取に出席しないとき。」を設けた。
31. 第29条を第37条に繰り下げ、「裁定の申立人は、」を「申立人は、」に改めた。
32. 第30条を第38条に繰り下げ、第1項中「裁定審査会は、」の後ろに「当事者間で和解を受け入れる用意があるときまたは」を加え、「和解案」を「裁定書による和解案」に、第2項中「和解案」を「裁定書」に、「会社」を「相手方」に改めた。
33. 第31条を第39条に繰り下げ、「和解案」を「裁定書による和解案」に改めた。
34. 第40条および第41条として、以下の規定を設けた。

「第40条 裁定審査会は、審理の結果、申立人の申立てに

理由がないと判断したときは、裁定書をもってその理由を明らかにし、裁定手続を終了する。

第41条 裁定審査会の裁定は、裁定不開始の通知をしたとき、裁定打切りの通知をしたとき、当事者双方が裁定書を受諾したときおよび裁定審査会に和解契約書の提出があったときをもって終了する。

- ② 申立人が裁定書を受諾しなかったときは、裁定不調によりその裁定は終了したものとみなし、その旨を当事者双方に通知する。」

35. 第32条および第33条をそれぞれ第42条および第43条に繰り下げた。
36. 第34条を第44条に繰り下げ、以下のとおり改めた。

「第44条 相談所に相談室連絡会（以下「連絡会」という。）を置く。

- ② 相談所は、連絡会に対し苦情事例、裁定結果等について報告する。
- ③ 連絡会は、研修等により会社の苦情・紛争の解決支援を担当する職員の育成に努める。」

37. 第35条を第45条に繰り下げ、第1項中「選任することができる。」を「選任する。」に改めた。
38. 第46条として、以下の規定を設けた。

「第46条 連絡会の運営は、幹事及び生命保険相談室長が行う。

- ② 幹事は、連絡会の委員の中から選任する。」

39. 第36条から第39条までをそれぞれ第47条から第50条に繰り下げた。
40. 第40条を第51条に繰り下げ、同条中の末尾に「なお、裁定概要を公表する場合は、プライバシーに配慮するとともに申立人の同意を得るものとする。」を加えた。
41. 第41条を第52条に繰り下げ、第2項として、「②裁定手続に要する裁定申立書等の様式は裁定審査会が別途定める。」を加えた。

#### 平成18年1月27日決議 平成18年1月27日施行

1. 第3条第4項中、「生命保険相談室に」の後ろに、「生命保険相談室長ならびに」を加えた。
2. 第5条第1項第1号中、「保険契約者等から生命保険に関する相談があったとき」の後ろに、「および会社の生命保険に関する苦情（以下「苦情」という。）の申出を受けたときは、」を加えた。
3. 第5条第1項第2号中、「会社の生命保険に関する苦情（以下、「苦情」という。）」を「苦情」に改め、「今後の手続きの概要等について説明を行うとともに、」の後ろに、「生命保険契約上の権利を有する申出人からの求めに応じて、」を加えた。
4. 第5条の2として、以下の規定を設けた。

「第5条の2 生命保険相談室長は、前条第2項に資するため、相談所に対して申出のあった苦情等を分析し、特定の会社の苦情等の発生状況等について特に必要と認めた場合には、協会常勤役員に対し、当該特定の会社に係る状況を報告する。

- ② 前項の報告を受けた協会常勤役員は、当該特定の会社の一般委員または代表者に対し、文書または口頭により注意喚起または改善の勧告を行うことができる。」

5. 第7条中、「第5条第2号」を「第5条第1項第2号」に改めた。

6. 第12条中、「5名」を「7名以内」に改めた。

7. 第14条を以下のとおり改めた。

「第14条 所長は、第2条の目的を達成するに相応しい識見等を備えた者に委員を委嘱する。ただし、次の者に委員を委嘱することはできない。

- (1) 裁判所法及び弁護士法に定める欠格事由に該当する者  
(2) 会社の役職員」

8. 第25条中、「文書の届け出により明確にした場合は、」を「文書の届け出により明確にし、裁定審査会が相当の理由があると認めた場合は、」に改めた。

9. 第31条第2項として、以下の規定を設けた。

- 「 ② 裁定審査会が、相手方に対し、裁定手続に参加することを要請したときは、相手方は、訴訟や民事調停により解決を図ることを文書の届出により明確にし、裁定審査会が相当の理由があると認めた場合を除き、裁定手続に参加しなければならない。」

10. 第36条第2項として以下の規定を設けた。

- 「 ② 前項第2号において、相手方が訴訟の提起等を行おうとする場合は、相手方は裁定審査会に理由を説明し、裁定審査会が相当の理由があると認めた場合を除き、裁定手続への参加を継続しなければならない。」

11. 第36条の2として以下の規定を設けた。

「第36条の2 裁定審査会は、裁定手続における公正・円滑な運営を図るため、必要に応じて当事者に対し勧告・提言等を行うことができる。」

12. 第38条の2として以下の規定を設けた。

「第38条の2 相手方に第26条第2項又は前条第2項の尊重義務に違反する行為（以下「尊重義務違反行為」という。）があったと裁定審査会が判断した場合、裁定審査会の求めに応じ、相手方は尊重義務違反

行為を行った理由を裁定審査会に説明しなければならない。

- ② 裁定審査会が相手方が尊重義務違反行為を行ったことにつき正当な理由がないと判断した場合、相談所は、会社名、当該尊重義務違反行為の具体的内容、会社が当該尊重義務違反行為を行った理由を公表することができる。」

13. 「第6章 相談室連絡会」を「第6章 相談室協議会」に改めた。

14. 第44条を以下のとおり改めた。

「第44条 相談所に相談室協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- ② 協議会は、協会に寄せられた苦情等の再発防止・拡大防止および未然防止に資するために、次の各号のを行う。

- (1) 会社における苦情対応体制の強化に資するため、協会事務局により集約された苦情等に関連する情報およびその分析結果について共有化を図るとともに、会社の取り組み事例等について情報交換等を行う。  
(2) 研修等により会社の苦情・紛争の解決支援を担当する職員の育成に努める。」

15. 第45条および第46条中、「連絡会」を「協議会」に改めた。

平成19年6月15日決議 平成19年6月15日施行

1. 第4条中、「協会の社員である生命保険会社」を「協会の社員及び特別会員である生命保険会社」に改めた。

## <現行生命保険相談所規程>

平成19年6月15日決議 平成19年6月15日施行

### 第1章 総 則

第1条 生命保険協会（以下「協会」という。）に生命保険相談所（以下「相談所」という。）を設置する。

第2条 相談所は、保険契約者等から生命保険に関する相談または苦情の申出があったとき、これに応じて公正中立な立場から、迅速かつ透明度の高い処理を行い、生命保険に対する一般の理解と信頼を深め、保険契約者等の正当な利益の保護に資することを目的とする。

第3条 相談所に所長を置く。

- ② 所長は協会会長がこれにあたる。  
③ 相談所に事務局として「生命保険相談室」を置く。  
④ 生命保険相談室に生命保険相談室長ならびに相談および事務の担当職員若干名を置く。

第4条 協会の社員及び特別会員である生命保険会社（以下

「会社」という。)は、当該会社に対する保険契約者等からの苦情・紛争の解決の促進を図るため、相談所の業務に協力しなければならない。

## 第2章 業 務

第5条 相談所は、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 保険契約者等から生命保険に関する相談があったときおよび会社の生命保険に関する苦情（以下「苦情」という。）の申出を受けたときは、これに応じ、適切妥当な処理を行う。
- (2) 保険契約者等から苦情の申出を受けたときは、今後の手続きの概要等について説明を行うとともに、生命保険契約上の権利を有する申出人からの求めに応じて、相手方である会社または代理店等（以下「相手方」という。）に対し速やかに連絡し、当事者間の意見の調整を図るため、必要に応じて双方から事実の説明または資料の提示を求め、更に双方に対して必要な助言あるいは和解のあっせんを行い、解決の促進を図る。
- (3) 前号のあっせんにもかかわらず、相談所が苦情の申出を受けたときから原則として1ヵ月を経過しても当事者間でなお問題が解決しない場合で、保険契約者等から紛争の裁定（以下「裁定」という。）の申立てがあったときは、裁定審査会に付託して裁定の手続を行う。
- ② 相談所は、申出のあった苦情等に関し、当該苦情等の発生原因等を解明し、その原因等の情報を消費者及び会社に提供することにより、同種の苦情等の再発防止・拡大防止及び未然防止に努める。
- ③ 相談所は、次の各号のいずれかに該当するときは苦情の申出を受け付けない。
  - (1) 取り扱う苦情の範囲外の場合
  - (2) 苦情申出人の範囲外の場合
  - (3) 訴訟係属中又は訴訟終了後の場合（民事調停等を含む。）
  - (4) 申出人が明らかに不当な目的で苦情を申し出ている場合
  - (5) 明らかに消滅時効が完成している場合
  - (6) 一事案について再三苦情解決支援の申出がなされた場合
- ④ 相談所は、相手方が相談所規程に反する行為等を行ったことが判明した場合には、必要な措置・勧告を行うものとする。この措置・勧告の概要は相談所が必要と認めた場合に公表する。なお、この措置・勧告を行うに当たり、相談所は、相手方が当該措置・勧告に係る事情の説明を行い、自らの正当性を主張できる機会を与えるものとする。

第5条の2 生命保険相談室長は、前条第2項に資するため、相談所に対して申出のあった苦情等を分析し、特定の会社の苦情等の発生状況等について特に必要と認めた場合には、協会常勤役員に対し、当該特定の会社に係

る状況を報告する。

- ② 前項の報告を受けた協会常勤役員は、当該特定の会社の一般委員または代表者に対し、文書または口頭により注意喚起または改善の勧告を行うことができる。

第6条 相談所は、各道府県生命保険協会所在地に連絡所を置く。

- ② 連絡所は、保険契約者等から生命保険に関する相談があったときは、これに応じ、適切妥当な処理を行う。
- ③ 連絡所は保険契約者等から苦情の申出があったときは、遅滞なく、相談所へ連絡する。

第7条 会社は第5条第1項第2号による相談所からの苦情の解決の求めに対して、迅速かつ誠実に対応するとともに、当該苦情解決に関する当該会社としての対応の結果を遅滞なく相談所に報告しなければならない。

- ② 会社は、苦情を真摯に受け止め再発防止に努める。

第8条 苦情とは、会社に責任もしくは責務に基づく行為を求めること、または生命保険契約の内容に対して、もしくは営業活動等に起因して何らかの被害が発生するなどして、不満があるものをいう。

- ② 紛争とは、相談所のあっせんにもかかわらず、当事者間でなお問題が解決しない場合で、相談所規程に基づき、保険契約者等から裁定の申立てがあり、裁定審査会が裁定を行うものをいう。

第9条 相談所及び会社は、相談所の周知に努める。

- ② 相談所は、関係機関との連携に努める。

第10条 相談所は、研修等により苦情・紛争の解決支援を担当する職員の育成に努める。

## 第3章 裁定審査会

第11条 相談所に裁定審査会を置く。

第12条 裁定審査会は、弁護士、消費生活相談員、生命保険相談室長の3者からなる7名以内の委員で構成し、裁定開始の適格性の審査、和解案の提示及び受諾勧告等を行う。

第13条 裁定審査会の委員は、所長が委嘱する。

- ② 委員の任期は2年とし、重任は妨げない。
- ③ 委員に欠員が生じたためその補欠として就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第14条 所長は、第2条の目的を達成するに相応しい識見等を備えた者に委員を委嘱する。ただし、次の者に委員を委嘱することはできない。

- (1) 裁判所法及び弁護士法に定める欠格事由に該当する者
- (2) 会社の役職員

第15条 所長は、次の各号に掲げる場合を除き、委員を任期中に解任することはできない。

- (1) 心身の故障で職務の遂行に耐えないと認めるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他委員たるに適しない非行が認められたとき。
- (3) 前条ただし書きに定める欠格事由に該当することとなったとき。

第16条 裁定審査会は互選により議長を選任する。

- ② 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名した委員がこれに代る。

第17条 裁定審査会は、委員の過半数の出席によって開催し、その議決は出席委員の過半数をもってこれを行う。可否同数の場合は議長がこれを決する。

- ② 裁定の申立てをした保険契約者等（以下「申立人」という。）または裁定の申立てのあった相手方と特別の利害関係にある委員は、議決等に加わらない。
- ③ 裁定審査会は、委員の申告に基づき、特別の利害関係の有無について審議し、議決等への参加・不参加を決定する。

#### 第4章 裁定諮問委員会

第18条 相談所に裁定諮問委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- ② 委員会は、所長からの諮問・相談に応じる。また、相談所の業務の公正・円滑な運営を図るため、必要に応じて勧告・提言等を行う。
- ③ 委員会は裁定審査会の活動状況等について報告を受ける。

第19条 委員会は5名の委員で構成し、委員は次に掲げる者のうちから所長が委嘱する。

- (1) 学者、弁護士、医師等の学識経験者
- (2) 協会常勤役員

第20条 委員の任期は2年とし、重任を妨げない。ただし、4期を超えることはできない。

- ② 委員に欠員が生じたためその補欠として就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第21条 委員会は、互選により議長を選任する。

- ② 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名した委員がこれに代る。

第22条 委員会は、委員の過半数の出席によって開催し、その議決は、出席委員の過半数をもってこれを行う。可否同数の場合は、議長がこれを決する。

第23条 委員会は、監督官庁から係官の出席を求め、または文書等による必要な助言を受けることができる。

#### 第5章 裁 定

第24条 裁定開始の適格性は、裁定審査会において決定する。

第25条 裁定審査会は、原則として、相談所が苦情の申出を受けたときから1ヵ月を経過しても当事者間で問題が解決しない場合で、保険契約者等からの裁定申立てがあった場合に、検討を開始する。ただし、相手方が訴訟や民事調停により解決を図ることを文書の届け出により明確にし、裁定審査会が相当の理由があると認めた場合は、裁定不開始とし、その旨を申立人に通知する。

第26条 裁定審査会の裁定は、裁定書により行う。

- ② 相手方は、裁定審査会の裁定結果を尊重しなければならない。

第27条 相談所は裁定手続を開始するにあたっては、申立人等に裁定手続等について事前に説明等を行い、申立人の同意を得るものとする。

第28条 裁定審査会は、裁定を開始したときから原則として4ヵ月以内に和解案の策定等を行う。

第29条 申立人が裁定の申立てを行う場合には、その趣旨および苦情の要点を明らかにした所定の裁定申立書2通ならびに証拠書類があるときは、その原本または謄本を裁定審査会に提出しなければならない。

- ② 裁定審査会は、裁定の申立てを受理したときは、裁定申立書1通を相手方に交付する。

第30条 裁定審査会は申立ての内容が、次の各号のいずれかに該当するときは、裁定を行わない。

- (1) 生命保険契約に関するものでないとき。
- (2) 保険契約者等による申立てでないとき。
- (3) 訴訟が終了もしくは訴訟中、または民事調停が終了もしくは民事調停中のものであるとき。
- (4) 不当な目的でみだりに裁定の申立てをしたと認められるとき。
- (5) 会社の経営方針や職員個人に係る事項、事実認定が著しく困難な事項など、申立ての内容が、その性質上裁定を行うに適當でないとき。
- ② 裁定審査会は、前項により裁定を行わないときは、当事者双方にその旨を通知する。

第31条 裁定審査会は、相手方に対し、裁定手続に参加することを要請しなければならない。

- ② 裁定審査会が、相手方に対し、裁定手続に参加することを要請したときは、相手方は、訴訟や民事調停により解決を図ることを文書の届出により明確にし、裁定審査会が相当の理由があると認めた場合を除き、裁定手続に参加しなければならない。

第32条 裁定審査会は、相手方に対し、遅滞なく、その申立

てに対する答弁の要旨を記載した答弁書2通および証拠書類があるときは、その原本または謄本を裁定審査会に提出するよう求めなければならない。

- ② 裁定審査会は、前項の答弁書の提出があり、裁定開始を決定したときは、その1通を申立人に交付する。

第33条 裁定審査会は、必要に応じ、期日を定めて当事者の出席を求め、直接、事情聴取を行うものとする。

- ② 裁定審査会は、期日を定めて関係者（裁定審査会の指定する者。以下本条において同じ。）の出席を求め、事情を直接聴取することができる。
- ③ 当事者及び関係者が、前2項の期日の変更を申請するときは、その期日の原則2日前までに、これを行わなければならない。
- ④ 裁定審査会は、原則として当事者及び関係者みずからを出席させるものとする。ただし、裁定審査会が相当であると認める代理人を出席させ、または補佐人とともに出席させることができる。

第34条 裁定審査会は、当事者に対し、裁定に必要な事項についての報告または資料の提出を求めるものとする。

第35条 裁定審査会は、裁定に必要な事項について、会社の役職員及び専門家の意見を求めることができる。

第36条 裁定審査会は、裁定中の紛争が次の各号のいずれかに該当するときは、その裁定を打ち切ることができる。裁定を打ち切ったときは、理由を付して、その旨を当事者双方に通知する。

- (1) 申立ての内容に虚偽の事実が認められたとき。
- (2) 当事者が裁定中の紛争について訴訟の提起または民事調停の申立てまたは他の裁定組織への申立てなど、他の方法による解決手続をとったとき。
- (3) 申立人が正当な理由なく、事情聴取に出席しないとき。
- (4) その他裁定を行うに適當でない事情が認められたとき。
- ② 前項第2号において、相手方が訴訟の提起等を行おうとする場合は、相手方は裁定審査会に理由を説明し、裁定審査会が相当の理由があると認めた場合を除き、裁定手続きへの参加を継続しなければならない。

第36条の2 裁定審査会は、裁定手続きにおける公正・円滑な運営を図るため、必要に応じて当事者に対し勧告・提言等を行うことができる。

第37条 申立人は、いつでも、所定の裁定申立取下書を裁定審査会に提出して、裁定の申立てを取下げることができる。

- ② 裁定審査会は、前項により裁定の申立ての取下げがあったときは、その旨を相手方に通知する。

第38条 裁定審査会は、当事者間で和解を受け入れる用意が

あるときまたは当事者間に和解が成立するように努めても容易に解決しない場合等でおお裁定を行うことが相当であると認めるときは、公正妥当な立場から裁定書による和解案を作成し、これを当事者双方に提示して、その受諾を勧告することができる。

- ② 前項による裁定書の提示を受けた場合、相手方はこれを尊重しなければならない。

第38条の2 相手方に第26条第2項又は前条第2項の尊重義務に違反する行為（以下「尊重義務違反行為」という。）があったと裁定審査会が判断した場合、裁定審査会の求めに応じ、相手方は尊重義務違反行為を行った理由を裁定審査会に説明しなければならない。

- ② 裁定審査会が相手方が尊重義務違反行為を行ったことにつき正当な理由がないと判断した場合、相談所は、会社名、当該尊重義務違反行為の具体的内容、会社が当該尊重義務違反行為を行った理由を公表することができる。

第39条 裁定審査会は、裁定中に当事者間に和解が成立し、または当事者双方が裁定審査会の裁定書による和解案を受諾したときは、当事者に対し遅滞なく、和解契約書を作成し、その写し1通を裁定審査会に提出するよう求めなければならない。

第40条 裁定審査会は、審理の結果、申立人の申立てに理由がないと判断したときは、裁定書をもってその理由を明らかにし、裁定手続を終了する。

第41条 裁定審査会の裁定は、裁定不開始の通知をしたとき、裁定打ち切りの通知をしたとき、当事者双方が裁定書を受諾したときおよび裁定審査会に和解契約書の提出があったときをもって終了する。

- ② 申立人が裁定書を受諾しなかったときは、裁定不調によりその裁定は終了したものとみなし、その旨を当事者双方に通知する。

第42条 裁定審査会および委員会の会議は公開しない。ただし、裁定審査会および委員会が適當であると認めた者を傍聴させることができる。

第43条 裁定審査会および委員会の評議は秘密とする。

## 第6章 相談室協議会

第44条 相談所に相談室協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- ② 協議会は、協会に寄せられた苦情等の再発防止・拡大防止および未然防止に資するために、次の各号の行う。

- (1) 会社における苦情対応体制の強化に資するため、協会事務局により集約された苦情等に関連する情報およびその分析結果について共有化を図るとともに、会社

の取り組み事例等について情報交換等を行う。

- (2) 研修等により会社の苦情・紛争の解決支援を担当する職員の育成に努める。

第45条 協議会の委員は、会社において各1名とし、その役員の中からこれを選任する。

- ② 協議会の委員は、保険契約者等から会社に対する苦情または裁定の申立てがあった場合において、当該会社の対応窓口として、相談所との連絡および調整にあたる。

第46条 協議会の運営は、幹事および生命保険相談室長が行う。

- ② 幹事は、協議会の委員の中から選任する。

## 第7章 雑 則

第47条 委員会の委員もしくは委員であった者、裁定審査会の委員もしくは委員であった者、または生命保険相談室の職員もしくは職員であった者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第48条 相談はすべて無料とし、裁定の申立ては手数料を徴収しない。ただし、当事者、補佐人等の出席費用その他手続費用は各自の負担とする。

第49条 相談所は、業務の処理状況を、随時・監督官庁および会社に報告する。

第50条 相談所は、裁定に関する処理についてこれを記録し、保存する。

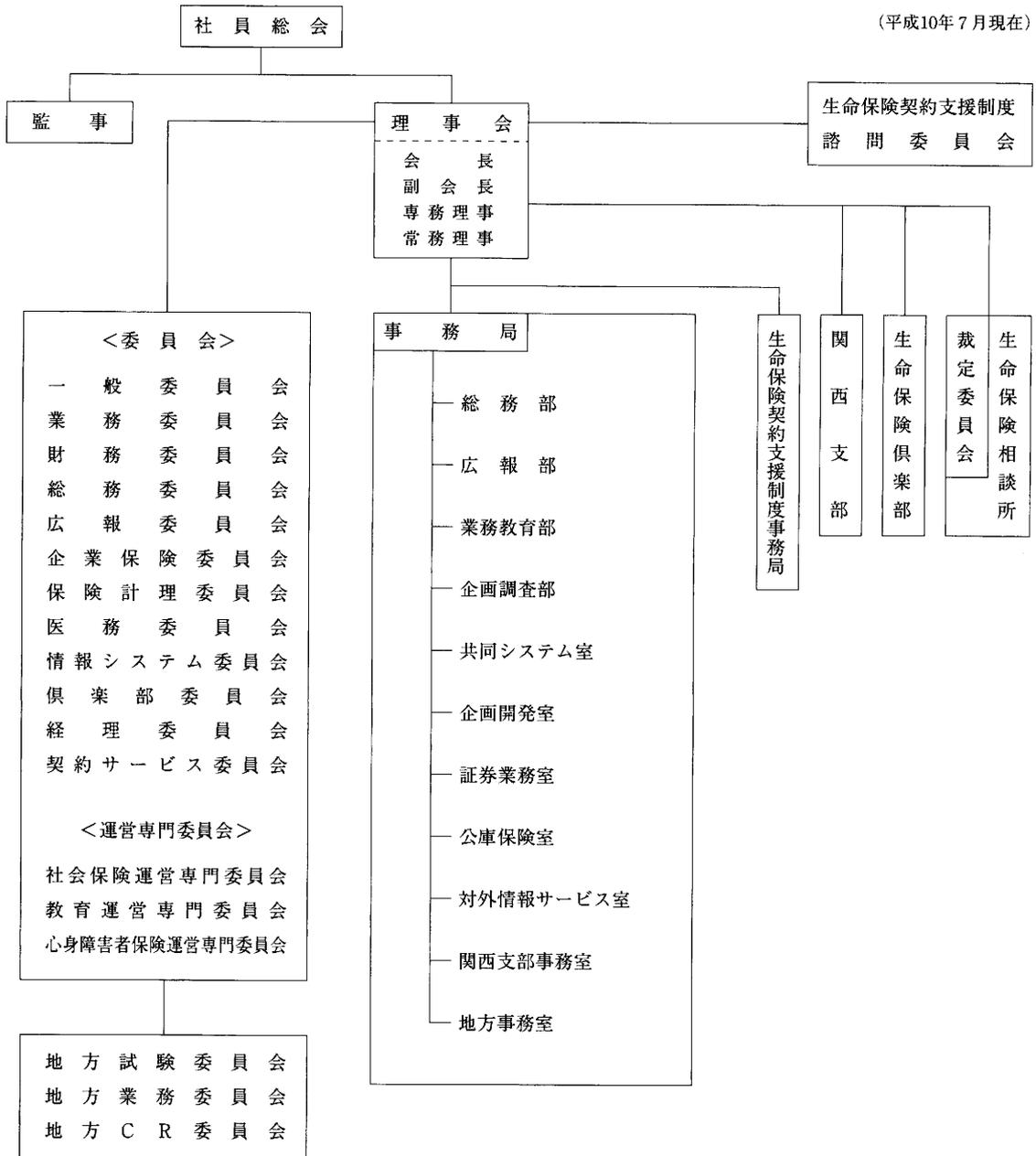
第51条 相談所は、裁定審査会および委員会の活動状況について、件数等の公表を行う。なお、裁定概要を公表する場合は、プライバシーに配慮するとともに申立人の同意を得るものとする。

第52条 本規程の改廃は、理事会の議決によるものとする。

- ② 裁定手続に要する裁定申立書等の様式は裁定審査会が別途定める。

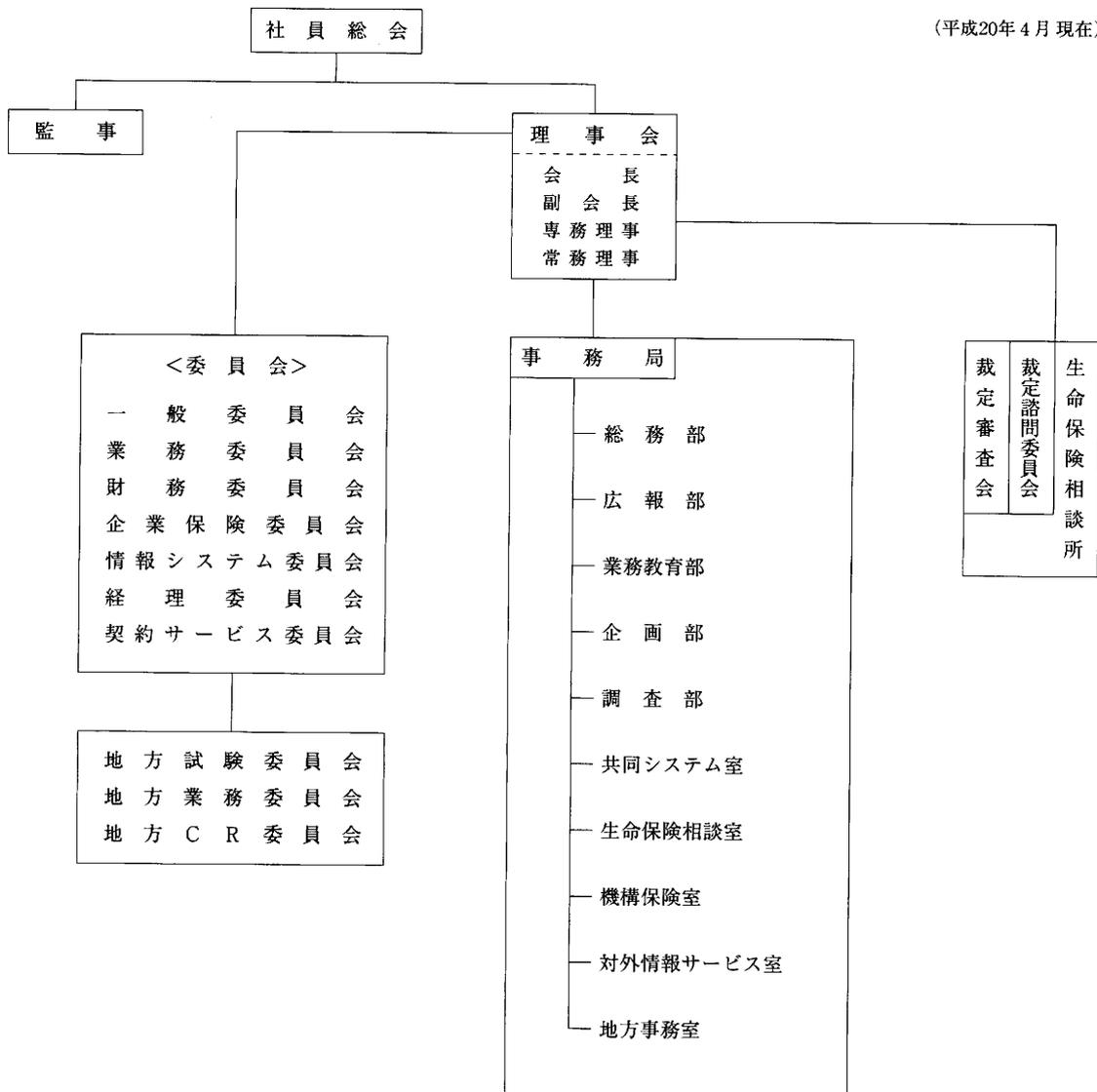
以 上

## 7. 生命保険協会の機構の変遷



年月	機 構 の 変 遷																																																																														
平12. 3	生命保険契約者支援制度諮問委員会・生命保険契約支援制度事務局を廃止 生命保険倶楽部を廃止																																																																														
平12. 4	企画調査部と企画開発室を再編し、企画部と調査部を設置 関西支部を改組し、大阪府事務室を設置																																																																														
平12. 7	12委員会・3運営専門委員会・22専門委員会を8委員会・17部会に見直し																																																																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>見直し前</th> <th>見直し後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般委員会</td> <td>一般委員会</td> </tr> <tr> <td>    企画専門委員会</td> <td>    企画部会</td> </tr> <tr> <td>    保険法規専門委員会</td> <td>    法務部会</td> </tr> <tr> <td>総務委員会</td> <td>    総務部会</td> </tr> <tr> <td>倶楽部委員会</td> <td>    (総務部会に統合)</td> </tr> <tr> <td>業務委員会</td> <td>業務委員会</td> </tr> <tr> <td>    業務専門委員会</td> <td>    業務企画部会</td> </tr> <tr> <td>    登録関係専門委員会</td> <td>    (業務企画部会に統合)</td> </tr> <tr> <td>    販売資料研究委員会</td> <td>    (業務企画部会に統合)</td> </tr> <tr> <td>    教育専門委員会</td> <td>    教育部会</td> </tr> <tr> <td>教育運営専門委員会</td> <td>    (教育部会に統合)</td> </tr> <tr> <td>財務委員会</td> <td>財務委員会</td> </tr> <tr> <td>    財務企画専門委員会</td> <td>    財務企画部会</td> </tr> <tr> <td>広報委員会</td> <td>広報委員会</td> </tr> <tr> <td>    広報専門委員会</td> <td>    広報部会</td> </tr> <tr> <td>企業保険委員会</td> <td>企業保険委員会</td> </tr> <tr> <td>    企業保険第一専門委員会</td> <td>    企業保険第一部会</td> </tr> <tr> <td>    企業保険第二専門委員会</td> <td>    企業保険第二部会</td> </tr> <tr> <td>心障者保険運営専門委員会</td> <td>    心身障害者保険部会</td> </tr> <tr> <td>情報システム委員会</td> <td>情報システム委員会</td> </tr> <tr> <td>    情報システム専門委員会</td> <td>    情報システム部会</td> </tr> <tr> <td>    生保共同センター運営委員会</td> <td>    (情報システム部会に統合)</td> </tr> <tr> <td>    生保ATM運営協議会</td> <td>    (P T等とする)</td> </tr> <tr> <td>経理委員会</td> <td>経理委員会</td> </tr> <tr> <td>    経理専門委員会</td> <td>    経理部会</td> </tr> <tr> <td>保険計理委員会</td> <td>    (経理委員会に統合)</td> </tr> <tr> <td>    保険計理専門委員会</td> <td>    保険計理部会</td> </tr> <tr> <td>    死亡率調査専門委員会</td> <td>    (P T等とする)</td> </tr> <tr> <td>契約サービス委員会</td> <td>契約サービス委員会</td> </tr> <tr> <td>    契約専門委員会</td> <td>    契約部会</td> </tr> <tr> <td>    料金保全専門委員会</td> <td>    料金保全部会</td> </tr> <tr> <td>    保険金専門委員会</td> <td>    保険金部会</td> </tr> <tr> <td>    (契約サービス委員会に統合)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>医務委員会</td> <td>    医務部会</td> </tr> <tr> <td>    医務企画専門委員会</td> <td>    (医務部会に統合)</td> </tr> <tr> <td>    生命保険面接士専門委員会</td> <td>    (医務部会に統合)</td> </tr> <tr> <td>    医学専門委員会</td> <td>    (医務部会に統合)</td> </tr> <tr> <td>社会保険運営専門委員会</td> <td>    (廃止)</td> </tr> </tbody> </table>	見直し前	見直し後	一般委員会	一般委員会	企画専門委員会	企画部会	保険法規専門委員会	法務部会	総務委員会	総務部会	倶楽部委員会	(総務部会に統合)	業務委員会	業務委員会	業務専門委員会	業務企画部会	登録関係専門委員会	(業務企画部会に統合)	販売資料研究委員会	(業務企画部会に統合)	教育専門委員会	教育部会	教育運営専門委員会	(教育部会に統合)	財務委員会	財務委員会	財務企画専門委員会	財務企画部会	広報委員会	広報委員会	広報専門委員会	広報部会	企業保険委員会	企業保険委員会	企業保険第一専門委員会	企業保険第一部会	企業保険第二専門委員会	企業保険第二部会	心障者保険運営専門委員会	心身障害者保険部会	情報システム委員会	情報システム委員会	情報システム専門委員会	情報システム部会	生保共同センター運営委員会	(情報システム部会に統合)	生保ATM運営協議会	(P T等とする)	経理委員会	経理委員会	経理専門委員会	経理部会	保険計理委員会	(経理委員会に統合)	保険計理専門委員会	保険計理部会	死亡率調査専門委員会	(P T等とする)	契約サービス委員会	契約サービス委員会	契約専門委員会	契約部会	料金保全専門委員会	料金保全部会	保険金専門委員会	保険金部会	(契約サービス委員会に統合)		医務委員会	医務部会	医務企画専門委員会	(医務部会に統合)	生命保険面接士専門委員会	(医務部会に統合)	医学専門委員会	(医務部会に統合)	社会保険運営専門委員会	(廃止)
見直し前	見直し後																																																																														
一般委員会	一般委員会																																																																														
企画専門委員会	企画部会																																																																														
保険法規専門委員会	法務部会																																																																														
総務委員会	総務部会																																																																														
倶楽部委員会	(総務部会に統合)																																																																														
業務委員会	業務委員会																																																																														
業務専門委員会	業務企画部会																																																																														
登録関係専門委員会	(業務企画部会に統合)																																																																														
販売資料研究委員会	(業務企画部会に統合)																																																																														
教育専門委員会	教育部会																																																																														
教育運営専門委員会	(教育部会に統合)																																																																														
財務委員会	財務委員会																																																																														
財務企画専門委員会	財務企画部会																																																																														
広報委員会	広報委員会																																																																														
広報専門委員会	広報部会																																																																														
企業保険委員会	企業保険委員会																																																																														
企業保険第一専門委員会	企業保険第一部会																																																																														
企業保険第二専門委員会	企業保険第二部会																																																																														
心障者保険運営専門委員会	心身障害者保険部会																																																																														
情報システム委員会	情報システム委員会																																																																														
情報システム専門委員会	情報システム部会																																																																														
生保共同センター運営委員会	(情報システム部会に統合)																																																																														
生保ATM運営協議会	(P T等とする)																																																																														
経理委員会	経理委員会																																																																														
経理専門委員会	経理部会																																																																														
保険計理委員会	(経理委員会に統合)																																																																														
保険計理専門委員会	保険計理部会																																																																														
死亡率調査専門委員会	(P T等とする)																																																																														
契約サービス委員会	契約サービス委員会																																																																														
契約専門委員会	契約部会																																																																														
料金保全専門委員会	料金保全部会																																																																														
保険金専門委員会	保険金部会																																																																														
(契約サービス委員会に統合)																																																																															
医務委員会	医務部会																																																																														
医務企画専門委員会	(医務部会に統合)																																																																														
生命保険面接士専門委員会	(医務部会に統合)																																																																														
医学専門委員会	(医務部会に統合)																																																																														
社会保険運営専門委員会	(廃止)																																																																														
平13. 4	広報部から相談グループを分離し、生命保険相談室を新設 生命保険相談室に裁定審査会を設置、裁定委員会を裁定諮問委員会に改めた。																																																																														
平16. 7	広報委員会を廃止のうえ、一般委員会傘下に広報部会を設置																																																																														
平18. 4	調査部の部内室として、社史編纂室を新設																																																																														
平19. 4	証券業務室を廃止、公庫保険室を機構保険室に改称																																																																														

(平成20年4月現在)



## 8. 生命保険協会事務局在籍職員数の変遷

年度	総人員	本部協会		地方事務室		備 考
		役付職員	職 員	地方事務局長	職 員	
昭63	274人 (77)	47人 (20)	109人 (20)	49人 (37)	69人 (0)	
平元	274 (78)	44 (20)	112 (20)	49 (38)	69 (0)	企画部内に企画推進室を設置
平2	277 (79)	52 (23)	106 (19)	49 (37)	70 (0)	広報部を設置
平3	279 (79)	55 (24)	104 (19)	49 (36)	71 (0)	
平4	288 (85)	66 (30)	103 (18)	49 (37)	70 (0)	共同システム室内に生保ATMセンターを設置
平5	286 (83)	64 (25)	104 (20)	49 (38)	69 (0)	
平6	285 (81)	62 (22)	105 (22)	49 (37)	69 (0)	業務グループ制スタート
平7	280 (78)	59 (21)	102 (20)	50 (37)	69 (0)	
平8	274 (76)	60 (24)	96 (16)	49 (36)	69 (0)	業務部と教育部を統合し、業務教育部に
平9	261 (78)	57 (23)	90 (17)	49 (38)	65 (0)	企画部と調査部を統合し、企画調査部に
平10	259 (74)	54 (21)	93 (18)	49 (35)	63 (0)	
平11	256 (75)	48 (19)	95 (19)	51 (37)	62 (0)	
平12	239 (62)	45 (17)	80 (7)	51 (38)	63 (0)	企画調査部と企画開発室を再編し、企画部と調査部を設置 関西支部を廃止し、大阪府事務室を設置
平13	233 (64)	46 (15)	75 (7)	50 (42)	62 (0)	広報部相談グループを広報部から分離し、生命保険相談室を設置
平14	224 (63)	43 (14)	70 (5)	51 (44)	60 (0)	
平15	213 (57)	42 (13)	65 (4)	50 (40)	56 (0)	企画部に国際業務グループを設置
平16	199 (67)	41 (15)	55 (5)	50 (47)	53 (0)	総務部総務グループと総務部会計グループを統合し、総務部総務会計・地方業務グループとする。 企画部企画グループと企画部国際業務グループを統合し、企画部企画グループとする。
平17	198 (67)	40 (13)	56 (5)	50 (49)	52 (0)	
平18	190 (66)	41 (14)	56 (4)	50 (48)	43 (0)	調査部に社史編集室を設置
平19	190 (68)	45 (16)	54 (4)	50 (48)	41 (0)	証券業務室を廃止 公庫保険室を機構保険室に名称変更
平20	209 (68)	40 (14)	60 (5)	50 (49)	59 (0)	総務部総務会計・地方業務グループを総務部総務・地方業務グループおよび総務部会計グループに分離

- (注) 1. 各年度の数値は4月1日現在の職員数(役員を除く)  
2. ( ) は出向の職員数  
3. 関西支部および東京都事務室の職員数は本部に計上

## 9. 主な要望・意見の表明一覧

年月日	内 容	意見の表明・提出先
平成10. 4.17	社債市場の現状と課題に関する提言	兜倶楽部・金融記者クラブ等
6.19	「市場原理の導入による医療の質の向上を目指して」に関する提言	金融記者クラブ等
8.26	簡易保険の平成11年度予算概算要求に対する意見	金融記者クラブ等
9.18	平成11年度税制改正に関する要望	大蔵大臣等
9.18	冊子「肥大化する簡易保険事業の抜本的な見直しを!!」を公表	金融記者クラブ等
12. 4	郵貯・簡保問題に対する共同意見書 (郵貯・簡保問題に関する金融団体中央連絡協議会)	大蔵大臣等
12.18	株式価値向上に向けた要望・提言	兜倶楽部・金融記者クラブ等
12.21	「確定拠出型企業年金」に関する提言	金融記者クラブ等
11. 4.16	社債市場の現状と課題に関する提言	兜倶楽部・金融記者クラブ等
6.16	郵貯・簡保資金運用研究会「中間報告」に対する意見	郵政大臣等
6.18	「少子・高齢化社会における生命保険事業」についての研究成果報告(提言)	金融記者クラブ等
7.22	「21世紀に向けた社会環境の変化に対応した簡易保険事業の在り方-家族の変化に着目した簡易保険の対応-」に対する意見	郵政大臣等
8.25	簡易保険の平成12年度予算概算要求に対する意見	金融記者クラブ等
9.17	平成12年度税制改正に関する要望	大蔵大臣等
9.17	冊子「肥大化する簡易保険事業の抜本的な見直しを!!」を公表	金融記者クラブ等
12. 3	郵貯・簡保問題に対する共同意見書 (郵貯・簡保問題に関する金融団体中央連絡協議会)	大蔵省等
12.17	株式価値向上に向けた要望・提言	兜倶楽部・金融記者クラブ等
12. 3.17	社債市場の現状と課題に関する提言	兜倶楽部・金融記者クラブ等
6.15	郵貯・簡保資金運用研究会「最終報告」に対する意見	金融記者クラブ等
8.25	厚生省「国民年金未納・未加入者に係る生命保険料控除の見直し」の要望に対する意見	金融記者クラブ等
8.25	簡易保険の平成13年度予算概算要求に対する意見	金融記者クラブ等
9.14	平成13年度税制改正に関する要望	大蔵大臣等
9.14	冊子「肥大化する簡易保険事業の抜本的な見直しを!!」を公表	金融記者クラブ等
9.22	「規制改革に関する論点公開」に対する意見要望	行政改革推進本部規制改革委員会
11.30	郵貯・簡保問題に対する共同意見書 (郵貯・簡保問題に関する金融団体中央連絡協議会)	大蔵省、金融庁等
12.15	株式価値向上に向けた要望・提言	兜倶楽部・金融記者クラブ等
13. 3.16	社債市場の現状と課題に関する提言	兜倶楽部・金融記者クラブ等
6.29	保険監督基準等のドラフトに対する意見	IAIS
7.18	勤労者財産形成促進制度拡充に関する要望	厚生労働省労働基準局等
7.31	「金融商品及び類似項目」に対する意見	IASB、日本公認会計士協会
8.28	簡易保険の平成14年度予算概算要求に対する意見	金融記者クラブ等
8.30	規制改革要望	総合規制改革会議
9.21	冊子「肥大化する簡易保険事業の抜本的な見直しを!!」を公表	金融記者クラブ等
9.21	平成14年度税制改正に関する要望	財務大臣等
11.28	郵貯・簡保問題に関する共同意見書 (郵貯・簡保問題に関する金融団体中央連絡協議会)	総務大臣、金融担当大臣、財務大臣等
12.21	株式価値向上に向けた要望・提言	兜倶楽部・金融記者クラブ等
14. 2. 8	保険コア・プリンシプルおよびメソドロジーに対する追加・修正事項に対する意見	IAIS
2.15	国際会計基準序文の公開草案に関する意見	IASB

年月日	内 容	意見の表明・提出先
14. 2.28	IAIS原則・基準、指針作成の意見照会手順に対する意見	IAIS
3.21	保険の国際会計基準に関する共同意見書（米国生命保険協会、ドイツ保険協会と共同）	IASB
4. 5	抜本的税制改革議論の視点について	政府税制調査会
4.26	「日本郵政公社法案」に対する意見	金融記者クラブ等
6.11	保険の国際会計基準に関する日米独第2次共同意見書	IASB
7.18	勤労者財産形成促進制度拡充に関する要望	厚生労働省労働基準局等
7.24	「日本郵政公社法」及び「簡易保険事業の将来的な在り方」に対する意見	金融記者クラブ等
8. 8	平成14年度規制改革要望	総合規制改革会議
8.27	郵政三事業の在り方について考える懇談会「論点メモ」に対する意見	金融記者クラブ等
8.30	FATF（金融活動作業部会）「40の勧告」見直しに係わるコンサルテーションペーパーに対する意見	FATF
9. 6	郵政三事業の在り方について考える懇談会「報告書」に対する意見	金融記者クラブ等
9.13	IAIS指導書案等に対する意見	IAIS
9.17	保険の国際会計基準に関する日米独第3次共同意見書	IASB
9.20	平成15年度税制改正に関する要望	財務大臣等
10.11	IAS第32号「金融商品：開示及び表示」・IAS第39号「金融商品：認識及び測定」の改訂についての意見	IASB
10.17	株式等譲渡益課税に関する緊急要望（金融関連5団体）	政府・与党等
11.19	政府税制調査会「平成15年度における税制改革についての答申」に対する意見	金融記者クラブ等
12.13	日本郵政公社法施行令等の閣議決定に対する意見	金融記者クラブ等
12.20	日本郵政公社「中期経営目標・中期経営計画」に対する意見	金融記者クラブ等
12.20	株式価値向上に向けた要望・提言	兜倶楽部・金融記者クラブ等
15. 1.16	日本郵政公社「中期経営目標・中期経営計画」に対する意見	金融記者クラブ等
1.21	保険プロジェクトの進め方についての意見	IASB
3.28	IAISコア・プリンシプル、メソドロジーの改訂に対する意見	IAIS
4. 1	「日本郵政公社」設立に当たっての共同意見書 （郵貯・簡保問題に関する金融団体中央連絡協議会）	金融記者クラブ等
5.14	「損害保険会社および再保険会社の技術的パフォーマンスとリスクに関するディスクロージャー基準（案）」に関する意見	IAIS
6.12	保険契約の開示に関する共同意見書（日本、アメリカ、ドイツ、オーストリアの4か国7協会共同）	IASB
6.27	平成15年度規制改革要望（春）	総合規制改革会議
7.17	「ストレス・テスト指導書」（案）に対する意見	IAIS
7.18	意見書「国民の安心を支える生命保険の役割と税制支援ついて」を公表	金融記者クラブ等
8.27	厚生労働省「国民年金保険料の未納者に対する個人年金保険料の控除の適用除外」の要望に対する意見	金融記者クラブ等
9.17	簡易保険の商品改定に対する意見	金融記者クラブ等
9.19	平成16年度税制改正に関する要望	財務大臣等
10.31	保険プロジェクトフェーズⅠの公開草案（ED5）に対する意見	IASB
11.14	IAS第39号「金融商品：認識及び測定」の改訂に関する意見	IASB
11.14	簡易保険の新商品認可に対する意見	金融記者クラブ等
11.28	平成15年度規制改革要望（秋）	総合規制改革会議
12.19	株主への利益還元状況等に関する要望	兜倶楽部・金融記者クラブ等
16. 1.19	保険契約対応資産に関する共同意見書（日本、アメリカ、オーストリアの3か国5協会共同）	IASB
2. 3	冊子「簡易保険事業の今後の在り方について」を公表	金融記者クラブ等
2. 5	「OECDコーポレート・ガバナンス原則見直し案」に対する意見	OECD

年月日	内 容	意見の表明・提出先
16. 2.11	IASC財団の定款の見直しに関する意見	IASC財団
3.31	銀行等による保険販売規制の見直しについての意見	金融記者クラブ等
4.26	経済財政諮問会議「郵政民営化に関する論点整理」に対する意見	金融記者クラブ等
4.30	「適切な資本の形態に関する監督基準（案）」に対する意見	IAIS
5.28	「産業金融機能強化のための金融所得課税のあり方に関する検討小委員会報告書（案）」に対する意見	経済産業省
6.15	「マネー・ローンドリング／テロ資金供与防止措置に関する指導書（案）」に対する意見	IAIS
6.25	「IASB審議手続き強化」に関する意見	IASB
6.28	平成16年度規制改革要望（春）	規制改革・民間開放推進会議
7.15	IAS第19号「従業員給付」の改訂に対する意見	IASB
7.15	IFRS第3号「企業結合」の改訂に対する意見	IASB
7.16	平成17年度税制改正に関する重点要望	金融記者クラブ等
8. 6	経済財政諮問会議「民営化基本方針の骨子」に対する意見	金融記者クラブ等
8.31	経済財政諮問会議「郵政民営化の基本方針（素案）」に対する意見	金融記者クラブ等
9.10	「郵政民営化の基本方針」に対する意見	金融記者クラブ等
9.17	平成17年度税制改正に関する要望	財務大臣等
9.21	ジョイント・フォーラム「金融部門に対するアウトソーシング・ガイダンス」に対する意見	ジョイント・フォーラム
10. 8	IAS第39号「金融商品：認識及び測定」およびIFRS第4号「保険契約」の限定的な修正にかかわる公開草案に対する意見	IASB
10.22	IASBの公開草案第7号「金融商品：開示」に対する意見	IASB
11.17	平成16年度規制改革要望（秋）	規制改革・民間開放推進会議
12.17	株主への利益還元状況等に関する要望	兜倶楽部・金融記者クラブ等
12.20	「保険会社および再保険会社の投資パフォーマンスとリスクに関する開示基準案についての協議文書」に対する意見	IAIS
17. 2.23	IASC財団の定款見直しに対する共同意見書（日米欧7つの保険事業団体共同）	IASC財団
4.11	IASBの公開草案第7号「金融商品：開示」に対する共同意見書（米国生命保険協会他4団体連名）	IASB
4.15	「保険会社のソルベンシー評価に関する共通の構造と共通の基準に向けて：規制上の財務要件の方式化のためのコーナーストーン」に対する意見	IAIS
5. 5	「IASBの保険契約プロジェクトフェーズⅡの結果生じる諸問題に対するIAISのコメント」に対する意見	IAIS
6.10	「保険会社に対する適格性要件と評価に関する監督基準（案）」に対する意見	IAIS
6.21	政府税制調査会「個人所得課税に関する論点整理」に対する意見	金融記者クラブ等
6.30	平成17年度規制改革要望（春）	規制改革・民間開放推進会議
7. 7	金融審議会金融分科会第一部会「投資サービス法」に関する「中間整理」に対する意見	金融記者クラブ等
7. 8	銀行等による保険販売規制の見直しに関する意見	金融記者クラブ等
7.19	IASC財団の「IASBのデュエプロセス協議取決めハンドブック」草案に対する意見	IASC財団
8.15	「適切な資本の形態に関する監督基準（案）」に対する意見	IAIS
9.16	平成18年度税制改正に関する要望	財務大臣等
10.14	「郵政民営化関連法」に対する意見	金融記者クラブ等
10.28	IFRS第3号「企業結合」およびIAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」の公開草案に対する意見	IASB
11.16	平成17年度規制改革要望（秋）	規制改革・民間開放推進会議
11.21	「保険会社のソルベンシー評価のための共通構造と共通基準に向けたロードマッ	IAIS

年月日	内 容	意見の表明・提出先
17.12.16	「ブ（案）」に対する意見 株式価値向上に向けた要望・提言	兜倶楽部・金融記者クラブ等
18. 5.19	「保険負債ペーパーⅡ（案）」に対する意見	IAIS
5.19	ディスカッション・ペーパー「財務会計の測定基礎－当初認識時の測定」に対する意見	IASB
6.30	平成18年度規制改革要望（春）	規制改革・民間開放推進会議
7.14	IAS第1号「財務諸表の表示」の改訂公開草案に対する意見	IASB
7.28	「生命保険会社のための技術的リスクとパフォーマンスに関する開示基準（案）」に対する意見	IAIS
7.28	「保険会社のソルベンシー評価のためのIAISの共通構造（案）」に対する意見	IAIS
7.28	「資産負債管理に関する監督基準（案）」および「同論点書（案）」に対する意見	IAIS
7.31	「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画の骨格」に対する意見	金融記者クラブ等
9.15	平成19年度税制改正に関する要望	財務大臣等
10.27	平成18年度規制改革要望（秋）	規制改革・民間開放推進会議
12. 1	政府税制調査会「平成19年度の税制改正に関する答申」に対する意見	金融記者クラブ等
12.15	株式価値向上に向けた要望・提言	兜倶楽部・金融記者クラブ等
19. 1.30	「郵便貯金銀行及び郵便保険会社の新規業務の調査審議に関する所見」に対する意見	郵政民営化委員会
4.27	「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画」に対する意見	金融記者クラブ等
5. 2	「公正価値測定のディスカッション・ペーパー」に対する意見	IASB
6.28	平成19年度規制改革要望（春）	規制改革会議
9.10	「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画の認可」に対する意見	金融記者クラブ等
9.21	平成20年度税制改正に関する要望	財務大臣等
11. 9	平成19年度規制改革要望（秋）	規制改革会議
11.16	ディスカッション・ペーパー「保険契約に関する予備的見解」に対する意見	IASB
11.20	政府税制調査会「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」に対する意見	金融記者クラブ等
12.21	銀行等による保険募集の全面解禁に係る会員銀行等へ周知・徹底	全国銀行協会 全国信用金庫協会 全国信用組合中央協会
12.21	株式価値向上に向けた要望・提言	兜倶楽部・金融記者クラブ等
20. 6.27	平成20年度規制改革要望（春）	規制改革会議

## 10. 各課程・資格試験の受験状況

(注) 内務職員：内務職員、組織長、機関長、その他の合算

## (1) 一般課程試験受験状況

(単位：人、%)

年度	営業職員			代理店			内務職員			合計		
	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率
平10	163,178	160,775	98.5	50,473	47,260	93.6	5,634	5,590	99.2	219,285	213,625	97.4
11	165,882	163,395	98.5	61,413	57,822	94.2	5,724	5,690	99.4	233,019	226,907	97.4
12	157,348	154,974	98.5	68,700	65,487	95.3	5,606	5,576	99.5	231,654	226,037	97.6
13	152,879	150,342	98.3	70,317	65,934	93.8	7,026	6,981	99.4	230,222	223,257	97.0
14	148,628	146,482	98.6	82,213	76,801	93.4	6,261	6,224	99.4	237,102	229,507	96.8
15	135,086	132,899	98.4	92,392	86,234	93.3	6,963	6,927	99.5	234,441	226,060	96.4
16	119,152	117,088	98.3	81,768	75,469	92.3	8,315	8,205	98.7	209,235	200,762	96.0
17	111,485	109,942	98.6	98,944	91,728	92.7	7,907	7,795	98.6	218,336	209,465	95.9
18	92,823	91,859	99.0	99,987	94,071	94.1	8,878	8,826	99.4	201,688	194,756	96.6
19	79,078	78,577	99.4	108,039	102,676	95.0	16,316	16,216	99.4	203,433	197,469	97.1

## (2) 専門課程試験受験状況

(単位：人、%)

年度	営業職員			代理店			内務職員			合計		
	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率
平10	96,095	58,044	60.4	14,719	11,565	78.6	4,714	4,247	90.1	115,528	73,856	63.9
11	101,832	60,221	59.1	18,277	14,676	80.3	4,882	4,414	90.4	124,991	79,311	63.5
12	98,094	57,251	58.4	21,823	17,622	80.7	4,824	4,511	93.5	124,741	79,384	63.6
13	93,281	53,497	57.4	32,928	28,014	85.1	9,552	8,907	93.2	135,761	90,418	66.6
14	89,628	55,230	61.6	23,429	19,686	84.0	4,883	4,525	92.7	117,940	79,441	67.4
15	88,167	40,279	45.7	63,507	41,313	65.1	3,200	2,917	91.2	154,874	84,509	54.6
16	87,993	42,226	48.0	55,551	38,136	68.7	3,418	3,110	91.0	146,962	83,472	56.8
17	74,042	30,527	41.2	53,836	36,022	66.9	3,881	3,370	86.8	131,759	69,919	53.1
18	80,033	36,517	45.6	63,009	41,942	66.6	6,691	5,710	85.3	149,733	84,169	56.2
19	77,636	33,203	42.8	73,705	47,331	64.2	8,936	7,356	82.3	160,277	87,890	54.8

## (3) 応用課程試験受験状況

(単位：人、%)

年度	営業職員			代理店			内務職員			合計		
	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率
平10	61,972	26,879	43.4	7,901	6,802	86.1	5,426	4,174	76.9	75,299	37,855	50.3
11	61,224	28,737	46.9	8,233	6,999	85.0	5,666	4,532	80.0	75,123	40,268	53.6
12	57,855	27,121	46.9	8,367	6,980	83.4	4,600	3,634	79.0	70,822	37,799	53.4
13	53,771	25,092	46.7	6,471	5,176	80.0	5,151	4,385	85.1	65,393	34,653	53.0
14	50,769	17,912	35.3	6,881	4,994	72.6	4,781	3,745	78.3	62,431	26,651	42.7
15	53,069	19,100	36.0	7,767	5,635	72.6	4,001	3,117	77.9	64,837	27,852	43.0
16	44,026	16,634	37.8	6,369	4,541	71.3	3,232	2,518	77.9	53,627	23,693	44.2
17	40,928	16,022	39.1	6,360	4,367	68.7	4,248	2,863	67.3	51,536	23,252	45.1
18	42,882	18,335	42.8	6,930	4,880	70.4	5,771	3,996	69.2	55,583	27,211	49.0
19	43,307	20,543	47.4	6,393	4,695	73.4	6,737	5,326	79.1	56,437	30,564	54.2

## (4) 変額保険販売資格試験受験状況

(単位：人、%)

年度	営業職員			代理店			内務職員			合計		
	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率
平10	36,724	25,007	68.1	3,736	2,979	79.7	2,825	2,562	90.7	43,285	30,548	70.6
11	25,537	16,790	65.7	6,355	5,080	79.9	3,532	3,349	94.8	35,424	25,219	71.2
12	41,923	27,867	66.5	11,598	9,548	82.3	5,086	4,911	96.6	58,607	42,326	72.2
13	51,123	29,242	57.2	26,512	23,076	87.0	10,756	10,164	94.5	88,391	62,482	70.7
14	38,571	23,727	61.5	18,447	15,735	85.3	4,888	4,550	93.1	61,906	44,012	71.1
15	30,877	18,060	58.5	58,930	35,722	60.6	2,916	2,721	93.3	92,723	56,503	60.9
16	27,112	15,436	56.9	50,504	32,899	65.1	3,363	3,094	92.0	80,979	51,429	63.5
17	26,698	15,188	56.9	49,068	32,284	65.8	3,796	3,234	85.2	79,562	50,706	63.7
18	31,409	16,477	52.5	58,610	36,196	61.8	5,345	4,376	81.9	95,364	57,049	59.8
19	30,564	15,549	50.9	70,749	43,255	61.1	7,418	6,095	82.2	108,731	64,899	59.7

## (5) 大学課程試験受験状況

(単位：人、%)

年度		個人保険商品研究 (仕組・約款)			コンサルティングセールス			生命保険と税・相続		
		受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率
平10	営業職員	13,164	6,227	47.3	11,915	4,708	40.3	14,677	3,644	24.8
	代理店	1,768	1,492	84.4	1,689	1,441	85.3	1,757	1,250	71.1
	内務職員	3,568	2,504	70.2	3,329	2,193	65.9	4,168	1,819	43.6
	合計	18,500	10,223	55.3	16,933	8,432	49.8	20,602	6,713	32.6
11	営業職員	11,347	2,747	24.2	11,067	8,101	73.2	12,952	4,042	31.2
	代理店	2,000	1,245	62.3	1,976	1,896	96.0	2,283	1,613	70.7
	内務職員	2,780	1,384	49.8	2,791	2,383	85.4	3,526	1,671	47.4
	合計	16,127	5,376	33.3	15,834	12,380	78.2	18,761	7,326	39.0
12	営業職員	12,193	6,081	49.9	9,639	6,347	65.8	12,875	3,338	25.9
	代理店	2,754	2,278	82.7	2,448	2,266	92.6	2,861	1,924	67.2
	内務職員	3,053	2,236	73.2	2,481	2,014	81.2	3,291	1,443	43.8
	合計	18,000	10,595	58.9	14,568	10,627	72.9	19,027	6,705	35.2
年度		個人保険商品研究			ファイナンシャルプランニング			生命保険と税・相続		
		受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率
平13	営業職員	11,420	6,709	58.7	8,615	4,314	50.1	14,073	5,754	40.9
	代理店	2,448	2,067	84.4	2,169	1,781	82.1	2,444	1,791	73.3
	内務職員	2,482	1,903	76.7	1,951	1,331	68.2	3,473	1,893	54.5
	合計	16,350	10,679	65.3	12,735	7,426	58.3	19,990	9,438	47.2
14	営業職員	11,135	6,322	56.8	9,409	5,259	55.9	13,958	4,728	33.9
	代理店	2,238	1,828	81.7	2,128	1,866	87.7	2,557	1,855	72.5
	内務職員	2,511	1,924	76.6	2,323	1,713	73.7	3,227	1,729	53.6
	合計	15,884	10,074	63.4	13,860	8,838	63.8	19,742	8,312	42.1
15	営業職員	8,998	5,285	58.7	7,838	4,599	58.7	10,977	4,055	36.9
	代理店	2,170	1,852	85.3	2,009	1,649	82.1	2,300	1,573	68.4
	内務職員	1,939	1,592	82.1	1,800	1,382	76.8	2,408	1,310	54.4
	合計	13,107	8,729	66.6	11,647	7,630	65.5	15,685	6,938	44.2
16	営業職員	7,611	3,924	51.6	6,113	4,681	76.6	9,650	5,334	55.3
	代理店	1,926	1,428	74.1	1,867	1,697	90.9	1,981	1,567	79.1
	内務職員	1,448	1,114	76.9	1,405	1,213	86.3	1,975	1,323	67.0
	合計	10,985	6,466	58.9	9,385	7,591	80.9	13,606	8,224	60.4
17	営業職員	7,544	5,163	68.4	5,687	4,633	81.5	8,442	4,764	56.4
	代理店	1,939	1,666	85.9	1,731	1,601	92.5	1,963	1,612	82.1
	内務職員	1,508	1,234	81.8	1,327	1,149	86.6	1,888	1,187	62.9
	合計	10,991	8,063	73.4	8,745	7,383	84.4	12,293	7,563	61.5
18	営業職員	6,426	3,507	54.6	5,295	4,690	88.6	7,041	4,687	66.6
	代理店	1,705	1,282	75.2	1,551	1,489	96.0	1,893	1,626	85.9
	内務職員	1,306	964	73.8	1,234	1,143	92.6	1,768	1,293	73.1
	合計	9,437	5,753	61.0	8,080	7,322	90.6	10,702	7,606	71.1
19	営業職員	6,967	3,841	55.1	4,983	3,168	63.6	6,915	2,549	36.9
	代理店	2,020	1,614	79.9	1,727	1,433	83.0	1,727	1,113	64.4
	内務職員	1,554	1,184	76.2	1,378	1,092	79.2	1,670	914	54.7
	合計	10,541	6,639	63.0	8,088	5,693	70.4	10,312	4,576	44.4

(注) 平成13年度より、カリキュラムを全面的に改訂

(単位：人、%)

年度		隣接業界の商品と社会保障			企業向け商品・企業と税			家庭の法律と財産		
		受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率
平10	営業職員	13,368	3,836	28.7	13,044	2,910	22.3	14,452	4,365	30.2
	代理店	2,054	1,367	66.6	1,954	1,220	62.4	1,824	1,399	76.7
	内務職員	4,470	2,022	45.2	4,286	1,778	41.5	4,460	2,199	49.3
	合計	19,892	7,225	36.3	19,284	5,908	30.6	20,736	7,963	38.4
11	営業職員	11,913	3,812	32.0	11,916	3,932	33.0	12,895	5,644	43.8
	代理店	2,628	1,729	65.8	2,634	1,704	64.7	2,201	1,746	79.3
	内務職員	3,884	1,780	45.8	3,727	1,809	48.5	3,649	2,165	59.3
	合計	18,425	7,321	39.7	18,277	7,445	40.7	18,745	9,555	51.0
12	営業職員	12,119	3,485	28.8	11,769	5,292	45.0	11,657	4,034	34.6
	代理店	2,958	1,808	61.1	2,959	2,303	77.8	2,785	2,105	75.6
	内務職員	3,506	1,467	41.8	3,472	2,089	60.2	3,099	1,606	51.8
	合計	18,583	6,760	36.4	18,200	9,684	53.2	17,541	7,745	44.2

年度		隣接業界の商品と社会保障			企業保険商品研究			資産運用設計（金融商品・不動産）		
		受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率
平13	営業職員	12,271	5,643	46.0	10,628	4,271	40.2	9,372	3,104	33.1
	代理店	2,555	1,919	75.1	2,299	1,699	73.9	2,130	1,385	65.0
	内務職員	3,466	1,979	57.1	2,992	1,677	56.0	2,500	1,209	48.4
	合計	18,292	9,541	52.2	15,919	7,647	48.0	14,002	5,698	40.7
14	営業職員	11,124	3,321	29.9	10,929	4,239	38.8	10,857	4,836	44.5
	代理店	2,522	1,492	59.2	2,416	1,706	70.6	2,467	1,832	74.3
	内務職員	2,995	1,480	49.4	2,790	1,637	58.7	2,754	1,563	56.8
	合計	16,641	6,293	37.8	16,135	7,582	47.0	16,078	8,231	51.2
15	営業職員	9,693	2,871	29.6	8,006	3,652	45.6	8,327	1,691	20.3
	代理店	2,349	1,290	54.9	2,103	1,496	71.1	2,159	910	42.1
	内務職員	2,303	1,020	44.3	1,964	1,165	59.3	2,083	729	35.0
	合計	14,345	5,181	36.1	12,073	6,313	52.3	12,569	3,330	26.5
16	営業職員	9,760	6,173	63.2	7,374	4,479	60.7	7,917	4,062	51.3
	代理店	2,303	1,916	83.2	2,010	1,609	80.0	2,194	1,575	71.8
	内務職員	2,120	1,504	70.9	1,695	1,201	70.9	1,986	1,221	61.5
	合計	14,183	9,593	67.6	11,079	7,289	65.8	12,097	6,858	56.7
17	営業職員	7,531	4,084	54.2	6,643	2,922	44.0	7,223	4,222	58.5
	代理店	2,001	1,556	77.8	1,920	1,309	68.2	2,079	1,652	79.5
	内務職員	1,743	1,034	59.3	1,695	899	53.0	1,999	1,220	61.0
	合計	11,275	6,674	59.2	10,258	5,130	50.0	11,301	7,094	62.8
18	営業職員	7,124	3,501	49.1	6,817	3,803	55.8	6,121	3,043	49.7
	代理店	2,046	1,490	72.8	2,105	1,595	75.8	1,921	1,411	73.5
	内務職員	1,684	980	58.2	1,790	1,133	63.3	1,768	990	56.0
	合計	10,854	5,971	55.0	10,712	6,531	61.0	9,810	5,444	55.5
19	営業職員	7,137	3,883	54.4	6,101	1,368	22.4	6,490	2,122	32.7
	代理店	1,860	1,573	84.6	1,866	813	43.6	1,802	1,044	57.9
	内務職員	1,852	1,350	72.9	1,806	740	41.0	1,885	890	47.2
	合計	10,849	6,806	62.7	9,773	2,921	29.9	10,177	4,056	39.9

## (6) トータル・ライフ・コンサルタント (TLC) の称号認定数

(単位：人)

年度	認定数	営業職員	組織長・機関長	内務職員	その他
平10	7,085	2,818	868	2,409	990
11	6,950	2,895	529	2,110	1,416
12	7,873	3,468	594	1,455	2,356
13	7,473	3,294	524	1,351	2,304
14	7,370	3,151	487	1,211	2,521
15	5,838	2,406	206	1,079	2,147
16	7,330	3,344	282	1,279	2,425
17	7,334	3,298	260	1,030	2,746
18	7,087	2,895	235	1,059	2,898
19	5,542	2,008	149	1,015	2,370

## (7) 生命保険講座試験受験状況

(単位：人、%)

年度	総 論				計 理				団 保				危 険			
	受講者数	受験者数	合格者数	合格率												
平10	6,041	4,617	3,328	72.1	6,017	4,181	1,730	41.4	6,014	4,738	3,717	78.5	5,458	3,890	3,123	80.3
11	6,451	5,089	3,335	65.5	6,890	5,013	3,160	63.0	4,798	3,706	3,044	82.1	5,626	4,158	3,657	88.0
12	6,047	4,784	4,053	84.7	5,933	4,348	2,971	68.3	4,740	3,743	2,892	77.3	5,105	3,918	3,266	83.4

年度	約 款				隣 接				営 業				会 計			
	受講者数	受験者数	合格者数	合格率												
平10	6,169	4,318	3,180	73.6	5,294	3,860	2,796	72.4	5,496	3,768	3,200	84.9	6,892	4,687	2,971	63.4
11	6,201	4,469	2,760	61.8	4,973	3,752	2,750	73.3	5,691	4,020	3,095	77.0	6,267	4,185	2,310	55.2
12	5,928	4,447	3,267	73.5	4,915	3,653	2,872	78.6	5,620	4,112	3,498	85.1	6,189	4,200	2,900	69.0

年度	資 産				税 法			
	受講者数	受験者数	合格者数	合格率	受講者数	受験者数	合格者数	合格率
平10	8,308	5,343	2,494	46.7	6,692	4,265	2,099	49.2
11	8,170	5,352	2,859	53.4	7,035	4,600	1,639	35.6
12	6,865	4,504	3,078	68.3	7,877	5,437	3,699	68.0

(単位：人、%)

年度	総論				計理				危険選択				約款			
	受講者数	受験者数	合格者数	合格率												
平13	5,760	4,538	3,405	75.0	6,887	5,167	2,764	53.5	5,858	4,413	3,512	79.6	6,237	4,704	3,812	81.0
14	5,889	4,894	3,166	64.7	7,177	5,730	3,208	56.0	5,876	4,651	3,200	68.8	5,799	4,513	2,578	57.1
15	5,331	4,317	3,293	76.3	5,912	4,573	2,961	64.7	5,172	3,966	3,567	89.9	5,388	4,167	3,058	73.4
16	4,904	3,903	3,066	78.6	5,245	3,991	2,987	74.8	4,284	3,325	2,849	85.7	4,786	3,776	3,319	87.9
17	4,686	3,994	3,412	85.4	4,773	3,889	2,887	74.2	4,268	3,542	3,122	88.1	4,184	3,442	2,217	64.4
18	5,307	4,639	3,469	74.8	5,690	4,757	3,405	71.6	5,237	4,448	4,276	96.1	5,749	4,896	3,775	77.1
19	7,131	6,452	4,745	73.5	7,077	6,144	4,521	73.6	6,312	5,536	4,794	86.6	6,971	6,066	5,247	86.5

年度	会計				商品営業				税法				資産運用			
	受講者数	受験者数	合格者数	合格率												
平13	7,068	4,819	2,073	43.0	5,349	3,909	3,152	80.6	7,949	4,993	2,944	59.0	6,608	4,174	2,274	54.5
14	7,592	5,493	3,442	62.7	5,591	4,286	3,198	74.6	7,640	5,139	2,995	58.3	7,056	4,823	2,765	57.3
15	6,749	4,878	2,861	58.7	4,863	3,652	2,572	70.4	6,909	4,670	3,134	67.1	6,399	4,408	1,709	38.8
16	5,987	4,447	3,205	72.1	4,805	3,789	3,358	88.6	5,830	4,114	3,037	73.8	6,659	5,025	2,794	55.6
17	5,238	3,988	2,866	71.9	4,235	3,421	3,208	93.8	5,268	3,861	2,597	67.3	6,028	4,615	2,783	60.3
18	6,087	4,742	3,546	74.8	4,894	4,051	3,406	84.1	6,318	4,869	4,162	85.5	6,619	5,199	3,559	68.5
19	7,345	5,978	3,376	56.5	6,488	5,586	4,987	89.3	7,112	5,668	4,244	74.9	7,710	6,214	4,041	65.0

(注) 平成13年度より、10科目を8科目に整理・統合

## 11. 生命保険倶楽部および生命保険協会主催諸行事一覧

## (1) 生命保険倶楽部諸行事

## 倶楽部午さん会講師一覧（平成10年度～平成11年度）

平成10年度	絹谷 幸二	落合 誠一	岸井 成格	生駒佳代子
	中嶋 嶺雄	堀 紘一	柳田 邦男	斎藤精一郎
	池上 直己	石 弘之		
11年度	宝井 馬琴	中平 幸典	奈良 昌治	河野 健一
	関 満博	森田 実	新居 裕久	猪口 邦子
	植草 一秀	竹中 平蔵		

\*平成11年度末で廃止

(横列開催順、敬称略)

## 倶楽部行事参加者数（会員対象行事）

(単位：人)

	午さん会	新年大会	ビールパーティー	合計
平成10年度	1,238	416	228	1,882
11年度	930	326	214	1,470

\*平成11年度末で廃止

## 倶楽部行事参加者数（厚生活動事業）

(単位：人)

	囲碁	将棋	つり	俳句	謡曲	野球	サッカー	テニス	卓球	ボーリング	剣道	合計
平成10年度	437	337	39	111	181	498	-	508	51	96	56	2,314

\*平成10年度、サッカーは自主運営

\*平成11年度より、囲碁・将棋・謡曲・野球・サッカー・テニス・卓球・ボーリング・剣道は自主運営に移行、つり・俳句は廃止

## (2) 生命保険協会諸行事

## 新年賀詞交歓会参加者数

(単位：人)

	参加者数	会場		参加者数	会場
平成13年1月	310	協会講堂	平成17年1月	321	日本交通協会
14年1月	316	〃	18年1月	349	経団連会館
15年1月	367	〃	19年1月	361	〃
16年1月	326	〃	20年1月	401	〃

## 夏期懇談会参加者数

(単位：人)

	参加者数	会場
平成13年8月	258	協会講堂
14年8月	258	〃
15年8月	259	〃

\*平成15年度で廃止

## 12. 生命保険協会の主な刊行物一覧

	(刊行回数・刊行年月)
<b>1. 定期刊行物</b>	
・社団法人生命保険協会SR報告書（冊子・PDFファイル）	年1回
・生命保険協会会報	年1回
・生命保険事業概況（CD-ROM）	年1回
・生命保険の動向（冊子・PDFファイル）	年1回
・相談所りポート（半期ごとの相談・苦情の受付状況）	年2回
・ボイス・リポート（四半期ごとの苦情受付状況）	年4回
・Life Insurance Business in Japan	年1回
<b>2. 情報提供資料</b>	
・生命保険会社のディスクロージャー～虎の巻（冊子・PDFファイル）	年1回
・生命保険会社のディスクロージャーファイル（合本ファイル）	年1回
・生命保険協会のご案内（平成7年度～19年度）	年1回
・生命保険協会の社会貢献活動（PDFファイル）	年1回
・「生命保険と私」エッセイ集（平成6年度～15年度）	年1回
<b>3. 調査・研究資料</b>	
・カナダ個人情報保護および電子文書に関する法律 試訳	平成14年1月
・株式価値向上に向けた取り組みについて（PDFファイル）	年1回
・金融業界における環境問題への対応	平成16年10月
・少子化時代の次世代育成支援に関する調査報告書	平成17年4月
・少子・高齢化社会における生命保険事業 第3ビジョン研究会報告書	平成11年6月
・少子・高齢化社会における生命保険需要に関する調査結果報告書	平成11年6月
・生命保険契約法改正試案（1998年版）理由書／傷害保険契約法新設試案（1998年版）理由書 ／疾病保険契約法新設試案（1998年版）理由書	平成10年6月
・生命保険契約法改正試案（2002年修正版）理由書	平成14年3月
・生命保険契約法改正試案（2005年確定版）理由書／疾病保険契約法試案（2005年確定版）理由書	平成17年6月
・傷害保険契約法試案（2003年版）理由書	平成15年6月
	(日本損害保険協会との共同発行)
・ドイツ、フランス、イタリア、スイス 保険契約法集	平成18年6月
	(日本損害保険協会との共同発行)
・ドイツ保険契約法改正専門家委員会最終報告書（2004）（訳）	平成18年6月
	(日本損害保険協会との共同発行)
・生命保険契約に係るいわゆるプロ・ラタ主義に関する海外調査報告書（フランス・イギリス・ドイツ）	平成19年5月
・英国保険法 共同意見募集書（2007年7月）～不実告知、不告知および保険契約者によるワランティ違反～	平成20年5月
	(日本損害保険協会との共同発行)
・ドイツ保険契約法（2008年1月1日施行）	平成20年9月
	(日本損害保険協会との共同発行)

## 4. 教育資料

- ・一般課程、専門課程、応用課程各テキスト 年1回
- ・大学課程テキスト 年1回
  - 個人保険商品研究（仕組・約款）（～平成12年）、個人保険商品研究（平成13年～）、コンサルティングセールス（～平成12年）、ファイナンシャルプランニング（平成13年～）、生命保険と税・相続、家庭の法律と財産（～平成12年）、資産運用設計（金融商品・不動産）（平成13年～）、企業向け商品・企業と税（～平成12年）、企業保険商品研究（平成13年～）、隣接業界の商品と社会保障
- ・生命保険講座テキスト 年1回
  - 生命保険総論、生命保険計理、危険選択、約款と法律、生命保険会計、生命保険営業（～平成12年）、生命保険商品と営業（平成13年～）、生命保険と税法、資産の運用、団体保険（～平成12年）、生命保険商品と営業（平成13年～）、生命保険事業と隣接業界（～平成12年）
- ・変額保険テキスト 年1回
- ・生命保険支払専門士テキスト 年1回
- ・試験実施概況 年1回
  - 一般課程、専門課程、応用課程、大学課程、変額保険販売資格、生命保険講座
- ・危険選択教材 — 生命保険面接士のための危険選択の知識と実際 平成18年10月改訂

## 5. その他刊行物

- ・生命保険協会90年小史 平成10年12月